

第1次鴨川市基本構想

鴨川市第1次5か年計画

自然と歴史を活かした観光・交流都市
－みんなで創る光輝くふるさとをめざして－



鴨川市

平成18年3月

ごあいさつ

鴨川市長 本 多 利 夫



鴨川市は、平成17年2月11日に旧鴨川市と旧天津小湊町との新設合併により誕生しました。

本市では、人口の減少と少子高齢社会の到来、環境保全意識の高まりなどへの対応を図るとともに、地方分権や三位一体改革など、地方自治体を巡る環境の変化や市町村合併に伴う新たなまちづくりに対応していく必要があります。

本計画は、鴨川市・天津小湊町合併協議会において策定された新市まちづくり計画に基づき策定したもので、新「鴨川市」として初めての総合計画となりますが、目標年次を平成27年度とする基本構想において、本市が目指す将来像を「自然と歴史を活かした観光・交流都市 ―みんなで創る光り輝くふるさとをめざして―」とし、「交流」、「元気」、「環境」、「協働」の4つの基本理念のもとに、「新時代における交流拠点の都市」、「環境と共生する快適で安全な都市」、「活力に満ちた産業の都市」、「創造性あふれる教育文化の都市」、「うるおいのある健康福祉の都市」、「みんなで創る協働・自立の都市」の6つをまちづくりの基本方針に定め、5か年計画では、このまちづくりの基本方針に基づき、今後5年間に実施する施策や事業等を体系的に示しました。

今後、この計画に沿った新しいまちづくりを進めてまいります。計画実現のためには、市民の皆様方をはじめとする多くの方々との協働が必要であり、皆様方のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この総合計画策定にあたり、ご尽力いただきました鴨川市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言を賜りました皆様方に心から感謝申し上げます。

平成18年3月

目次

基本構想

第1章	序論	2
第2章	まちづくりの基本方針	3
第3章	土地利用構想	10
第4章	施策の大綱	12

5 年計画

[総論]

第1章	はじめに	16
第1節	計画策定の趣旨	16
第2節	計画の名称	16
第3節	計画の期間	16
第4節	計画の構成	16
第2章	基本方針	17
第1節	計画の基本方針	17
第2節	将来像の実現に向けて	17
第3節	施策体系	18
第4節	財政の見通し	20
第5節	計画の管理	20

[各 論]

第1部 重点施策	21
第1章 主要課題	22
第1節 課題の背景	22
第2節 主要課題	26
第2章 重点施策	27
第1節 学園のまちづくりの推進	27
第2節 少子社会に対応した保育・教育環境の整備	28
第3節 定住の促進と市民活力の増進	29
第4節 市全体の融和の促進と一体的なまちづくりの推進	30
第5節 過疎地域における広域的な交流の促進	32
第6節 行財政改革の推進	32
第2部 基本計画	33
第1章 新時代における交流拠点の都市	34
第1節 計画的な土地利用の推進	34
第2節 市街地の整備	36
第3節 住宅対策の充実	38
第4節 道路網の整備	39
第5節 公共交通機関の充実	41
第6節 情報ネットワークの整備	42
第2章 環境と共生する快適で安全な都市	44
第1節 環境施策の推進	44
第2節 公園・緑地の整備	46
第3節 上水道の整備	48
第4節 下水道の整備	50
第5節 環境衛生対策の充実	51
第6節 消防・防災対策の充実	54
第7節 交通安全・防犯対策の充実	58
第8節 消費者対策の充実	60
第3章 活力に満ちた産業の都市	62
第1節 農林業の振興	62
第2節 水産業の振興	66
第3節 商工業の振興	68
第4節 観光・リゾートの振興	71
第5節 雇用対策の推進	74

第4章 創造性あふれる教育文化の都市	76
第1節 学校教育の充実	76
第2節 生涯学習の充実	80
第3節 青少年の健全育成	82
第4節 市民文化の振興	83
第5節 市民スポーツの振興	85
第6節 国際交流・地域間交流の推進	86
第5章 うるおいのある健康福祉の都市	88
第1節 保健・医療の充実	88
第2節 地域福祉の充実	90
第3節 子育て支援の充実	92
第4節 高齢者施策の充実	95
第5節 障害者施策の充実	98
第6節 社会保障の充実	100
第6章 みんなで創る協働・自立の都市	102
第1節 新時代のコミュニティ形成	102
第2節 住民と行政との協働のまちづくりの推進	103
第3節 男女共同参画社会の形成	106
第4節 効率的な自治体経営の推進	107

資 料

・鴨川市総合計画審議会設置条例	112
・鴨川市総合計画審議会委員名簿	113
・鴨川市総合計画策定経過	114
・鴨川市総合計画策定要綱	116
・鴨川市総合計画策定に関する基本方針	118
・鴨川市総合計画審議会への諮問及び答申	120

The background is a solid pink color. A large white circle is centered in the upper half of the page. A thin white vertical line extends from the top edge of the page down to the top of the circle.

**第1次
鴨川市
基本構想**

第1章 序 論

1 趣 旨

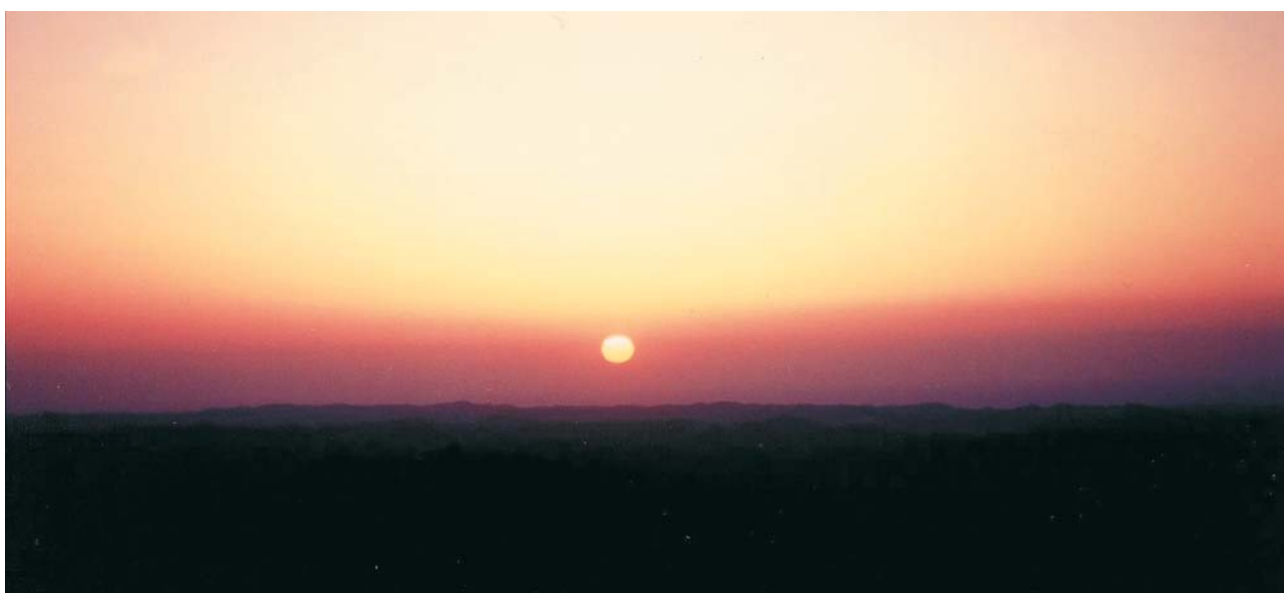
この基本構想は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき、鴨川市が目指す将来像を明らかにし、その実現のために必要な施策の大綱を総合的かつ体系的に定めるものです。

2 名 称

この基本構想の名称は、「第1次鴨川市基本構想」とします。

3 目標年次

この基本構想の目標年次は、平成27年度とします。



第2章 まちづくりの基本方針

1 主要指標の見通し

この基本構想や長期計画に基づく施策効果により人口の維持に努め、目標年次の平成27年における目標人口を、次のとおり設定します。

また、年齢階層別人口等についても、目標数値として次のとおり設定します。

●目標人口等

人 口	37,000人
世帯数	16,200世帯（一世帯当たり人数 2.28人）
年齢階層別人口	
年少人口(14歳以下)	5,000人（13.5%）
生産年齢人口(15～64歳)	20,000人（54.1%）
老年人口(65歳以上)	12,000人（32.4%）

●就業人口

就業人口総数	21,500人	
産業分類別就業人口		
第1次産業	1,900人	（ 8.8%）
第2次産業	3,700人	（17.2%）
第3次産業	15,900人	（74.0%）
就業率		58.1%

2 まちづくりの基本理念

鴨川市において推進するすべての分野におけるまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。
この基本理念は、各分野の施策を貫く軸となる共通の理念とするものです。

〔基本理念 1〕

「交流」のまちづくり

多くの人々が集う、交流に支えられた活力あるまちづくりを進めます。



〔基本理念 2〕

「元気」のまちづくり

住む人も訪れる人も、誰もが健康を増進し、そして元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。



〔基本理念 3〕

「環境」のまちづくり

豊かな自然環境の保全と共生による持続的に発展可能なまちづくりを進めます。



〔基本理念 4〕

「協働」のまちづくり

住民と行政による協働のまちづくりを進めるとともに、これを原動力とする自主・自立のまちづくりを進めます。



3 将来像



将来像は、鴨川市が目指す姿を示すものであり、鴨川市のまちづくりの象徴となるものです。

鴨川市ならではの地域特性・地域資源を活かし、すべての分野にわたって交流にあふれ、人が元気になるまちづくり、環境と共生するまちづくりを市民との協働のもとに進め、市民一人ひとりが郷土を心から愛し、健やかで生きがいに満ちた暮らしを実感できるまちを実現するため、また、将来的に南房総の中核都市へと飛躍を遂げていくという思いを込めて、将来像を以下のとおり定めます。

自然と歴史を活かした観光・交流都市 —みんなで創る光り輝くふるさとをめざして—



4 まちづくりの基本方針

将来像の実現に向けて、まちづくりの基本方針（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

まちづくりの基本方針（6つの施策の柱）

【基本方針1】

新時代における
交流拠点の
都市

【基本方針2】

環境と共生する
快適で安全な
都市

【基本方針3】

活力に満ちた
産業の
都市



【基本方針 4】

**創造性あふれる
教育文化の
都市**

【基本方針 5】

**うるおいのある
健康福祉の
都市**

【基本方針 6】

**みんなで創る
協働・自立の
都市**

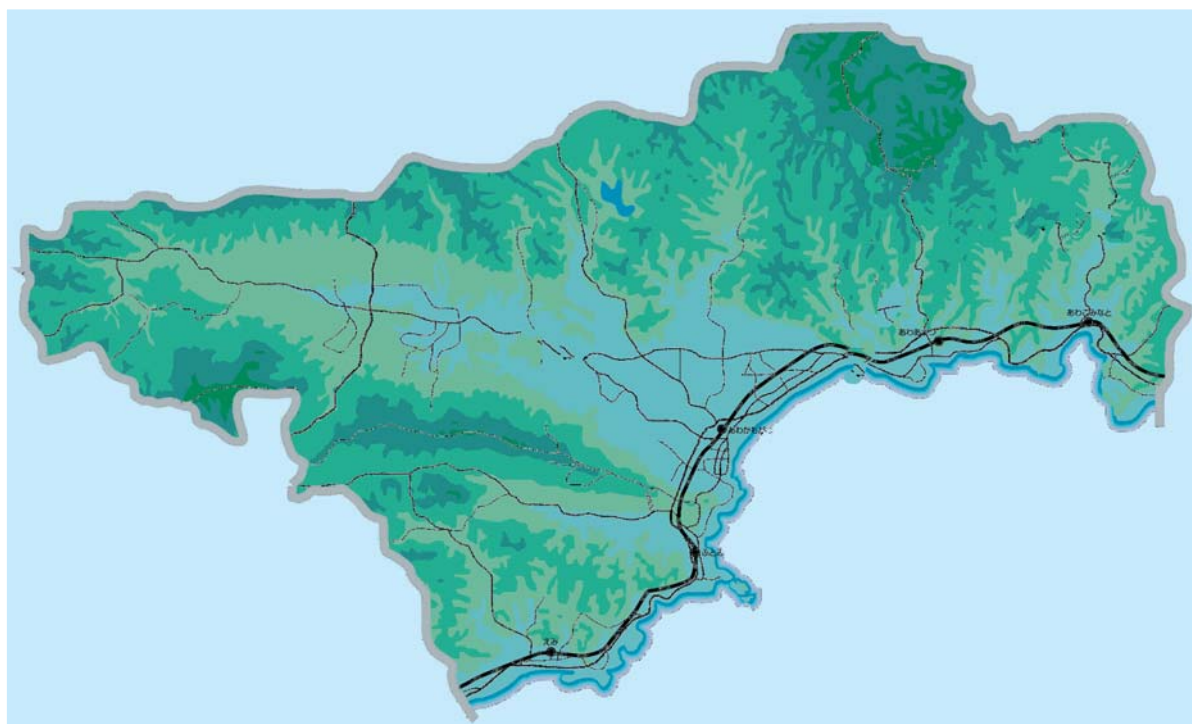


第3章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

豊かな自然と市民生活、そして産業・経済活動とが調和した良好な地域環境の形成を図り、将来像を実現するため、土地利用の基本方針を以下のとおり定めます。

- 優れた自然環境・景観の保全と活用
- 貴重な歴史文化環境・景観の保全と活用
- 農業のまちとしての優良農地の保全と活用
- 水産業のまちとしての漁業基盤の整備
- 交流人口の増加に向けた観光・交流基盤の充実
- 魅力ある市街地と商業環境の創造
- 定住促進に向けた良好な住宅地の形成
- 全市的、広域的にネットワークされた道路・交通体系の確立



2 主要区域別の土地利用の方向

鴨川市をおおまかに次の区域に区分し、今後の土地利用の方向を次のとおりとします。

〔農業区域〕

生鮮農産物供給基地として大きな役割を果たす農業区域については、ほ場整備等の一層の推進とともに、農地の回転活用などの高度利用を促進し、生産性の高い農地として長期的に活用していくとともに、都市と農村との交流空間としての利用に努めます。



〔森林区域〕

本市の大きな割合を占める森林区域については、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林の保全・育成や治山対策を促進するとともに、森林空間の多目的利用に努めます。同時に、嶺岡山系自然公園及び養老溪谷奥清澄自然公園の県立自然公園区域については、優れた景勝地として一層の活用を努めます。



〔沿岸区域〕

国道128号やJ Rが走る本市の太平洋岸は、小湊地区から江見地区まで、市街地や住宅地域が断続的に連なっています。また、この地域には観光・集客施設や歴史的文化財、さらには良港も多く存在しており、本市のまちづくりに重要な位置にあることから、漁業基盤の整備とともにリゾート・レクリエーション空間としての活用を図ります。

特に、このうち中心市街地となるエリアは、県や市の行政機能が集積しているほか広域的な商業機能も有していることから、多様な拠点機能の誘導、集積を図り、南房総における広域交流拠点としての魅力ある市街地環境の創造に努めます。



第4章 施策の大綱

1 新時代における交流拠点の都市

千葉県全体、首都圏全体の長期的かつ広域的視点から、市の土地利用関連計画の策定のもと、地域の均衡ある発展と南房総における中核都市の形成に向けた計画的な土地利用を推進します。

また、これに基づき、人々が集う魅力ある市街地の創造や学園のまちづくり、定住基盤となる快適な住宅・宅地の整備を促進するとともに、地域高規格道路や国・県道の整備促進、ＪＲ外房線及び内房線の利便性向上促進、さらには情報ネットワークの整備等を進め、南房総の中央に位置し、交通の要衝にある地理的特性を活かし、南房総の広域交流拠点にふさわしい都市基盤づくりを推進します。

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 市街地の整備
- (3) 住宅対策の充実
- (4) 道路網の整備
- (5) 公共交通機関の充実
- (6) 情報ネットワークの整備



2 環境と共生する快適で安全な都市

本市のかげがえのない財産である素晴らしい自然環境、景観の適切な保全と活用を図り、将来にわたって発展可能な地域社会の形成、さらには人々の定住促進に向け、総合的な環境施策を市民・事業者と一体となって推進し、次世代に引き継ぐことのできる調和の取れた環境づくりを進めます。

また、本市ならではの自然や歴史文化資源を活かした特色あるいこいの場の創造、上水道の整備、廃棄物の減量化・*3R（リデュース・リユース・リサイクル）体制の充実、さらには災害や犯罪に強い安全なまちづくりを総合的に推進し、豊かな自然と共生し、美しさと快適性・安全性が実感できる、誰もが住みたくなる居住環境づくりを進めます。

- (1) 環境施策の推進
- (2) 公園・緑地の整備
- (3) 上水道の整備
- (4) 下水道の整備
- (5) 環境衛生対策の充実
- (6) 消防・防災対策の充実
- (7) 交通安全・防犯対策の充実
- (8) 消費者対策の充実



* 3R（リデュース・リユース・リサイクル）

Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）・Reuse（リユース：再使用）・Recycle（リサイクル：再生使用）の3つの頭文字を取って呼ばれる。

3 活力に満ちた産業の都市

産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、生産基盤の一層の充実や生産技術の高度化、担い手の育成及び確保、都市・消費者との交流など社会に即した施策を推進するなど、豊富な海洋資源と肥沃な土地に恵まれた地域特性を活かし、基幹的産業である第1次産業の育成、高度化を図ります。

また、市街地などの都市基盤整備と連動した商店街の活性化、起業環境の整備、優良企業の誘致等による商工業の振興を進めます。

さらに、本市のまちづくり全体の核となる観光・リゾートについては、全国レベルの集客力・知名度を持つ、優れた自然や歴史資源、観光関連施設はもとより、健康福祉や教育・文化、スポーツさらにはイベント、祭りなど、本市が持つすべての資源や特性を融合させた総合的な取り組みを産・学・民・官の連携などにより積極的に推進し、快適空間の創出や提供に努めながら、体験交流型、通年滞在型の観光・リゾート拠点の形成を図ります。

また、関係機関と連携した雇用対策の一体的推進による雇用の拡大及び*U・J・Iターンの促進に努めます。

- (1) 農林業の振興
- (2) 水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光・リゾートの振興
- (5) 雇用対策の推進



4 創造性あふれる教育文化の都市

生きる力を育む学校教育の推進や地域の実情に応じた特色ある学校づくりをはじめ、大学等の教育研究施設の整備促進等によるアカデミックゾーンの形成並びに、次世代を担う心豊かで個性と創造性あふれる人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を活かすことができる生涯学習環境の充実や健康を増進し、いきいきとした生活ができるよう、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

また、市民主体の特色ある芸術、文化などの交流活動を積極的に促進していくとともに、貴重な歴史文化資源の保存と活用、内外への発信を推進するほか、大学との交流を積極的に図るなど、数多くの歴史文化資源と大学関連施設等を擁する地域特性を活かし、文化の香り高いまちづくりに努めます。

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 市民文化の振興
- (5) 市民スポーツの振興
- (6) 国際交流・地域間交流の推進



* U・J・Iターン
 ・Uターン：故郷を離れた人が、再び故郷へ戻ってくること。
 ・Jターン：大都市の大学を卒業した人などが、生まれ故郷に近い地方中核都市などに就職すること。
 ・Iターン：都会生まれの人が、地方に移住すること。

5 うるおいのある健康福祉の都市

乳幼児から高齢者まで、障害を持つ人も持たない人も、すべての市民が住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら健康で元気に暮らせるよう、市民参画に基づく心温かい地域福祉の一層の充実を図ります。

また、若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができる子育て支援の環境づくりから、高齢者や障害者の介護・自立支援の環境づくり、生きがい対策、シルバーパワーの活用まで、高い医療水準を誇り、保健及び福祉・介護環境が充実した地域特性を活かし、総合的な保健・医療・福祉施策を推進します。

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 地域福祉の充実
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 高齢者施策の充実
- (5) 障害者施策の充実
- (6) 社会保障の充実



6 みんなで創る協働・自立の都市

個性豊かな魅力あるまちづくりが効果的に進められるよう、市民の人情味の豊かさや温かさ、郷土を愛する心や地域連帯感の強さを活かし、コミュニティ活動を一層促進していくとともに、情報公開機能の強化や各種計画の策定などへの市民参画の促進、多様な住民団体やボランティアの育成、支援など住民と行政とのパートナーシップの確立による、新たな時代における協働のまちづくりを進めます。

さらに、これらを支える自立した自治体経営の確立に向け、行政組織・機構及び事務事業の見直し、職員の意識改革や資質の向上、また、財政運営の一層の効率化を進めるなど、さらなる行財政改革を計画的、段階的に進めます。

- (1) 新時代のコミュニティ形成
- (2) 住民と行政との協働のまちづくりの推進
- (3) 男女共同参画社会の形成
- (4) 効率的な自治体経営の推進



鴨川市
第1次
5か年計画

平成18年度
～
平成22年度

[総論]

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

「第1次鴨川市基本構想」に基づき、今後5年間に実施する施策及び事業等を体系的に示すとともに、主要な課題を明らかにし、重点的に実施すべき事業等を示すため、この計画を策定するものとしします。

第2節 計画の名称

「鴨川市第1次5か年計画」とします。

第3節 計画の期間

平成18年度から22年度までの5年間とします。

第4節 計画の構成

この計画は、本章及び計画期間における市政経営の指針となる「基本方針」を総論とし、計画期間における主要な課題と、これに対応して重点的に実施すべき施策及び事業等を示す「重点施策」、基本構想及び本計画の基本方針に則して施策及び事業等を体系的に示す「基本計画」を各論として構成します。

なお、この計画に基づいて実施する事業等の詳細な内容については、計画期間を2次に分けて定める実施計画に委ねるものとしします。

第2章 基本方針

第1節 計画の基本方針

この計画は、平成17年2月11日に旧鴨川市と旧天津小湊町の合併により本市が誕生してからの3年度目から7年度目までを計画期間とするものです。

この期間は、鴨川市・天津小湊町合併協議会が策定した「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」に基づいて旧市町の融和と均衡ある発展を図ることが必要であることから、本市のあり様を決定づけると言っても過言ではない、非常に重要な時期に当たります。

他方、平成18年4月には念願であった城西国際大学観光学部が開設されることから、これら大学関連教育研究施設の立地を地域振興に活かすための体制づくりを進めるべき時であることに加えて、地方分権や*三位一体改革など、地方自治体を巡る環境に大きな変化が生じるとともに、人口の減少と少子・高齢社会の到来、環境保全意識の高まりなど、地域と社会の変化が多様な行政ニーズとなって顕現化してきていることから、自主的、主体的にこれらへの対応を図るべき重要な時期でもあります。

この計画では、今日的な課題に的確に対応した施策を明らかにし、これに沿って事業等を重点化するとともに、市民福祉の一層の向上と地域の発展に向け、第1次鴨川市基本構想における6つの基本方針と施策の大綱に則した施策体系と施策、事業等を掲げ、市民と一体となって実現を目指すものとします。

第2節 将来像「自然と歴史を活かした観光・交流都市」の実現に向けて

本市は、南房総における観光・交流拠点としての地位を占め、温暖な気候と美しい海岸線、緑輝く上総丘陵、清澄山系、嶺岡山系に包まれた素晴らしい自然環境と景観、全国レベルの集客力・知名度をもつ観光施設など、豊富な観光・交流資源を有しています。

また、豊かな海洋資源と肥沃な土地に恵まれた農林水産業や、高度医療で知られる全国屈指の総合病院をはじめとする医療機関は、人・物の交流を生み出す源ともなっています。

さらに、平成18年4月には城西国際大学観光学部ウェルネスツーリズム学科が開設されることから、本市の観光・交流の担い手に「学」が一つ加わることとなります。

今後は、第1次鴨川市基本構想に掲げられた「自然と歴史を活かした観光・交流」による地域の振興を図るため、自然環境や景観の保全と交流基盤の充実、観光・交流資源の充実・強化、各産業分野の連携の強化、大学等との連携による新たな観光・交流施策の展開等を機軸に、「産・学・民・官」が一体となり、本市の特性・資源を活かした観光と人・物・情報の交流の活発化を目指します。

〔観光・交流の活発化のための機軸〕

- 豊かな自然環境と景観の保全
- 人・物・情報の交流を支える道路・交通機関や情報通信基盤の充実
- 既存資源の充実・強化と新たな資源・メニューの発掘・開発
- 市全体におけるホスピタリティの醸成と市民力の結集
- 各産業分野の連携の強化
- 大学等との連携による、ニーズに即した新たな観光・交流施策の展開

*三位一体改革 「国庫補助金の削減」、「国から地方への税源移譲」、「地方交付税改革」という3つの改革を同時一体的に行うこと。

第3節 施策体系

基本方針

1

新時代における 交流拠点の都市

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 市街地の整備
- (3) 住宅対策の充実
- (4) 道路網の整備
- (5) 公共交通機関の充実
- (6) 情報ネットワークの整備

基本方針

2

環境と共生する 快適で安全な都市

- (1) 環境施策の推進
- (2) 公園・緑地の整備
- (3) 上水道の整備
- (4) 下水道の整備
- (5) 環境衛生対策の充実
- (6) 消防・防災対策の充実
- (7) 交通安全・防犯対策の充実
- (8) 消費者対策の充実

基本方針

3

活力に満ちた 産業の都市

- (1) 農林業の振興
- (2) 水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光・リゾートの振興
- (5) 雇用対策の推進



基本方針

4

創造性あふれる 教育文化の都市

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 市民文化の振興
- (5) 市民スポーツの振興
- (6) 国際交流・地域間交流の推進

基本方針

5

うるおいのある 健康福祉の都市

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 地域福祉の充実
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 高齢者施策の充実
- (5) 障害者施策の充実
- (6) 社会保障の充実

基本方針

6

みんなで創る協働・ 自立の都市

- (1) 新時代のコミュニティ形成
- (2) 住民と行政との協働のまちづくりの推進
- (3) 男女共同参画社会の形成
- (4) 効率的な自治体経営の推進



第4節 財政の見通し

この財政計画は、計画期間における財政見通しを明らかにするものです。

本市の財政は、市税など、自主財源の比率が歳入総額の約4割にとどまり、地方交付税や国・県支出金などの依存財源の比率が約6割を占めていることから、国や県の動向に影響を受けやすい体質となっています。

国では、三位一体改革によって、税源を地方に移譲することとしている一方、地方自治体に交付する地方交付税及び補助金等を削減しており、県においても、市町村等との役割分担を見直し、補助金等の削減を図っていることから、本市においては、今後、合併市町村に講じられる財政支援措置を除き、国・県支出金の増額を見込み難い状況となっています。

一方、歳出では、公共施設の維持管理費や、都市基盤整備への投資に伴う公債費負担等によって、財政の硬直化が懸念されることから、現状のまま推移すれば財政収支が赤字となることも考えられます。

このため、計画の推進に当たっては、合併市町村に講じられる財政支援措置等を活用する一方、計画事業の原資を自ら生み出すことに努めるとともに、「鴨川市行政改革大綱」等に則し、行財政の改革を並行して実施していくことが必要です。

以上を踏まえ、計画期間を通して健全な財政運営が可能と見込めることを基本とし、財政を下表のとおり見通します。ただし、事業等の実施に当たっては、国や県の動向を踏まえつつ、適宜財政計画を見直し、柔軟に対応していくものとします。

●歳入 (百万円)		●歳出 (百万円)	
区 分	額	区 分	額
地 方 税	19,164	人 件 費	18,190
地方交付税	19,097	扶 助 費	7,524
国庫支出金	4,917	公 債 費	10,094
県 支 出 金	3,015	投資的経費	10,242
地 方 債	9,787	そ の 他	21,428
そ の 他	11,498	合 計	67,478
合 計	67,478		

第5節 計画の管理

この計画及び実施計画に位置付けた施策及び事業等については、毎年、全庁的に実施状況を把握・点検し、計画の進捗状況を公表して市民への周知を図るとともに、施策・事業等の実施と、第2次となる実施計画、次期基本計画などの策定に活かしていきます。

また、実施状況の点検結果や社会経済情勢の急激な変化などによって計画の内容に変更を加える必要が生じた場合は、計画期間中であっても、所要の改訂を行うものとします。

鴨川市
第1次
5か年計画

平成18年度
～
平成22年度

[各 論]
第1部
重点施策

第1章 主要課題

第1節 課題の背景

1 市町合併

本市は、平成17年2月11日に旧鴨川市と旧天津小湊町の合併により誕生しました。

この合併は、住民の日常生活圏の拡大に対応するとともに、行政に求められる諸課題への確に対応し、行政サービスを維持・充実させるため、行政規模の適正化と行財政基盤の強化を図ることを目的としたものです。

また、合併特例法に基づき、合併後の本市の速やかな一体化を促し、市民福祉の一層の向上と市全体の均衡ある発展を目指すことを目的として、鴨川市・天津小湊町合併協議会において、平成16年6月に「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」を策定しています。

なお、旧町の区域は、合併後、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域にみなされることとなったことから、平成17年9月には、同区域の自立促進を図るため、同法に基づく過疎地域自立促進計画（平成17年度～21年度）を定めています。

2 大学関連教育研究施設の立地

旧市では、地域の文化・教育・情報発信基地の形成を目指し、太海多目的公益用地を造成して大学関連教育研究施設の誘致を進め、これまでに、早稲田大学の鴨川セミナーハウス、城西国際大学のJOSA I安房ラーニングセンターの立地が実現しました。

一方、両大学の有する知的資産を地域に還元し、市民教育文化の向上を図るため、大学教授の講演会や科学実験教室など、市民等を対象とする教育・文化関係行事を積極的に行ってきました。

そして、平成18年4月には、安房地域で初となる大学学部、城西国際大学観光学部ウェルネスツーリズム学科が太海地区に開設され、年間を通して多くの学生が通うこととなることから、経済的にも大きな効果をもたらすことが期待されています。

また、本市には、これらの大学関連教育研究施設に加え、千葉大学海洋バイオシステム研究センター、東京大学大学院農学生命科学研究科附属科学の森教育研究センター千葉演習林と東洋大学鴨川セミナーハウスが立地しており、あわせて5つの大学の大学関連教育研究施設を擁する優れた教育・文化環境を有しています。

●学部等の概要

名 称	城西国際大学観光学部ウェルネスツーリズム学科
開 設	平成18年4月
場 所	鴨川市太海（太海多目的公益用地内）
定 員 等	120人・4年制

●市内大学関連教育研究施設の概要

城西国際大学 JOSAI 安房ラーニングセンター

太海（多目的公益用地内）に位置し、平成16年4月から利用が開始されたこの施設は、年間を通じてゼミ合宿、卒論指導、サークル活動等に利用できる施設として学生や教職員に利用されています。

また、180人収容のAVホールでは、大学、市等のシンポジウムの開催や、市内外の団体との共催により、講演会やシンポジウム等が開催されており、市民との交流の場ともなっています。

さらに、本施設を会場とした公開講座など、地域との交流が行われるほか、メディア学部が大山千枚田や地域の祭りを撮影して教材として活用するなど、人、自然、歴史・文化などの多方面にわたる交流が行われています。

・JOSAI 安房ラーニングセンター整備計画の概要

	計 画 面 積 （ 建 物 ）	備 考
第1期	3,580㎡	平成16年4月完成
第2期	650㎡	未着手
第3期	650㎡	未着手

また、城西大学同窓会、城西国際大学同窓会により、本学創設者の水田三喜男氏の生家が修復・保存されたことにより、国の登録有形文化財に登録され、県の建築文化賞を受賞するなど、本市の文化保存の大きな一翼を担っています。

千葉大学 海洋バイオシステム研究センター

内浦に位置し、東京水産大学小湊実習場、千葉大学理学部付属海洋生物環境解析施設小湊実験場を経て平成元年4月から現在の名称となったこの施設は、親潮と黒潮の会合する生物資源豊かな海域と3つのプレートの会合する地球科学現象の活発な地域に位置し、それらを最大限に活用した研究業績を残すほか、地域の小学生の課外学習の場としても有効に活用されてきました。

東京大学 大学院農学生命科学研究科附属科学の森教育研究センター千葉演習林

天津に位置し、国内最初の大学演習林として設置されたこの施設は、持続的森林経営のための研究を行うとともに、多数の試験研究林、施業実験林、学術参考林、森林博物資料館を教材として、住民を対象とした公開講座等を行ってきました。

また、平成16年1月には、自然保護や森林整備、森林環境教育などを内容とした「地域交流に関する協定」の締結を行い、相互協力の体制を整えたところでもあります。

東洋大学 鴨川セミナーハウス

前原に位置し、平成16年8月から利用が開始されたこの施設は、年間を通じてゼミ合宿、卒論指導、サークル活動等に利用できる施設として学生や教職員に利用されています。

また、本施設を会場として、教授による講演会を開催するなど、地域との交流が行われています。

早稲田大学 鴨川セミナーハウス

太海（多目的公益用地内）に位置し、平成15年7月から利用が開始されたこの施設は、年間を通じてゼミ合宿、卒論指導、サークル活動等に利用できる施設として学生に利用されています。

また、教授の講演会など毎年度複数の交流事業（平成9年度開始）によって、地域との交流を行ってきました。中でも、小学生を対象とした「おもしろ科学実験教室」（平成10年度開始）は、毎年度定員を大きく上回る応募があり、小学生の夏休みの一大イベントとして定着しています。

さらに、教育学部学際コースによる「まちづくり提案会」では、まちを歩きながら住民と交流することによって、学生という新しい視点でのまちづくりに関する意見が多数提出されました。こうして、学生と市民の交流さらには産業との交流を通じて、「産・学・民・官」の連携が生まれつつあります。

・早稲田大学鴨川セミナーハウス整備計画の概要

	計画面積（建物）	備考
第1期	2,200㎡	平成15年6月完成
第2期	1,900㎡	未着手
第3期	1,900㎡	未着手



3 人口の減少と少子・高齢社会の到来

本市の人口（旧市町の人口の合計）は、近年、一貫して減少を続け、人口構成では、少子化と高齢化が進行してきました。

鴨川市・天津小湊町合併協議会が策定した「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」における人口の予測では、合併10年後となる平成26年の人口は33,350人と、平成17年国勢調査結果の36,474人（速報値）から、3千人余りもの人口の減少が予測されています。

今後は、大学学部開設によって、学生・教職員等一定の人口の増加が見込まれる一方、2007年を中心とする団塊の世代の大量退職等に伴い、自然回帰、定年帰農、Uターンなどが増えると見込まれることから、60歳代を中心に人口の増加が予想されます。

また、市内で団塊の世代に属する方々が老年期に入っていくことも加わり、高齢化が一層進行していくことが予想されます。計画の策定に当たって開催した住民懇談会では、コミュニティの存続や老後の健康維持に対して不安を感じるという意見が多数寄せられています。

他方、少子化に伴い、市内の保育園、幼稚園、小・中学校は、一部を除き、幼児・児童・生徒数が著しく減少しており、延長保育や預かり保育、情報に関する教育など、新たな保育・教育課題に即応するための環境整備やサービスの充足に支障を来している現状にあります。



●人口及び人口構成の推移

(人)

区 分	昭和45年	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年
総 数	42,308	40,965	39,866	39,283	37,653	36,474
0 歳～14歳 (構成比)	9,634 (22.8%)	8,026 (19.6%)	6,536 (16.4%)	5,677 (14.5%)	4,738 (12.6%)	—
15歳～64歳 (構成比)	27,750 (65.6%)	25,875 (63.2%)	25,315 (63.5%)	24,299 (61.9%)	22,652 (60.2%)	—
65歳以上 (構成比)	4,924 (11.6%)	7,064 (17.2%)	7,991 (20.0%)	9,298 (23.7%)	10,263 (27.3%)	—

※1 平成2年及び7年の総数は、年齢不詳を含むため、各年齢構成の和と一致しません。

※2 構成比については、数値を四捨五入したため、各年齢構成の和が100%にならない年があります。

資料：国勢調査（平成17年は速報値）

4 行政を巡る環境の変化

近年、地方自治体を巡る環境は、国・地方を通じた借入金総額が770兆円を超えるなど、厳しい財政状況が続いていることから、行政運営経費が制限されている状況にあります。

また、地方分権一括法の施行や三位一体改革により、「国から地方へ」という大きな流れが生じていることなどから、地方自治体には、自らの責任と判断で住民ニーズに的確に対応していくとともに、民と行政との役割分担を見直し、住民との協働により、地域の実情に応じた行政運営を実施していく必要があります。

第2節 主要課題

第1節の背景を踏まえ、計画期間において重点的に対応すべき主要な課題を次のとおり設定します。

課題 1

どのように城西国際大学観光学部をはじめとする大学関連教育研究施設の拡充と「産・学・民・官」の連携を図り、教育・文化の充実と地域経済の振興を図っていくか。

課題 2

どのように少子社会に対応した保育・教育を行っていくか。

課題 3

どのように定住人口の増加を図り、地域の活力を増進していくか。

課題 4

どのように市全体の融和を図り、一体的なまちづくりを進めていくか。

課題 5

どのように過疎地域における広域的な交流を促進し、地域の振興を図っていくか。

課題 6

どのように効率的な行政を実現し、自主的、主体的に行政を運営していくか。

第2章 重点施策

第1章の主要課題に対応し、計画期間の重点施策と重点事業等を次のとおり設定します。

第1節 学園のまちづくりの推進

市内に教育研究施設を有する5大学とのさまざまな分野における交流をさらに進め、大学の有する知的・文化資産を地域へ還元するとともに、大学学部の定着と太海多目的公益用地における大学関連教育研究施設の拡充を促進します。

また、大学学部等の立地による効果を地域全体で幅広く受け止めるため、「産・学・民・官」の連携を促進し、教育・文化の充実と地域経済の振興を図ります。

〔重点事業等〕

●大学等との交流の推進と知的・文化資産の地域への還元の促進

- ・（仮）合併記念公園の整備
- ・太海多目的公益用地へのバス路線の運行
- ・大学等との交流事業の推進
- ・大学等との連携による特色ある学習プログラムの整備
- ・大学等との連携による展示会等の開催
- ・大学等に対する市民理解の促進
- ・市内大学への入学の促進

●太海多目的公益用地における大学関連教育研究施設の拡充の促進

- ・城西国際大学観光学部の拡充の促進
- ・城西国際大学JOSA I 安房ラーニングセンターの拡充の促進
- ・早稲田大学鴨川セミナーハウスの拡充の促進

●「産・学・民・官」の連携の促進

- ・観光振興基本計画の策定
- ・（仮）鴨川市観光ゼミナールの開催

第2節 少子社会に対応した 保育・教育環境の整備

既に到来した少子社会に対応し、平成17年3月に策定した「鴨川市次世代育成支援地域行動計画（平成17年度～21年度）」に即して少子化対策を着実にやっていくことを基本としつつ、特に、地域における子育て支援施設を整備するとともに、幼保一元化等と学校の適正配置を進めることにより、保育・教育施設とサービスの充実を図ります。

〔重点事業等〕

● 地域における子育て支援施設整備、幼保一元化等と 学校適正配置の推進

- ・ 地域子育て支援センターの整備
- ・ 幼保一元化等の推進と施設の整備
- ・ 小・中学校の統廃合等の推進と統合施設の整備
- ・ 学校給食施設の統廃合と施設・設備の整備



第3節 定住の促進と 市民活力の増進

団塊の世代の大量退職などに伴って増大することが見込まれる定年帰農や自然回帰等のニーズに対応するとともに、市民や大学学部の卒業生が地域で就職できるよう、雇用対策を進め、定住の促進を図ります。

また、高齢者をはじめとする市民が、新たに市民となる人々とともに*NPO（非営利組織）による社会活動や観光・交流に関する活動などに参加したりできるよう、参加機会の拡充を図るとともに、シルバー人材センターを活用し、高齢者の就業機会の確保を図ります。

さらに、市民がいつまでも元気に暮らしていくことができるよう、保健・福祉等に関する総合的な計画（健康・福祉タウン構想）を策定するとともに、介護予防等に関するサービスの提供と相談業務を実施する体制を整え、市民活力の増進を図ります。

〔重点事業等〕

●定年帰農や自然回帰等のニーズへの対応と雇用対策の推進

- ・ふるさと回帰の促進
- ・地域職業相談室の設置

●さまざまな活動等への参加機会の拡充と市民活力の増進

- ・参加・体験型観光の促進
- ・市民活動支援総合窓口の開設
- ・シルバー人材センターの活用
- ・保健・福祉等に関する総合的な計画の策定
- ・地域支援事業の推進



*NPO（非営利組織） NonProfit Organizationの略。政府や私企業とは独立した存在として、市民が主体となって自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない組織や団体。

第4節 市全体の融和の促進と 一体的なまちづくりの推進

旧市町の住民の交流拠点や旧市町を結ぶ道路など、旧市町の交流を支える基盤整備と交通手段の充実を図り、交流の活発化による市全体の融和を促進します。

また、本市が拠って立つべき豊かな自然環境を次代に引き継いでいくため、多くの市民が望む環境保全のための施策を総合的、体系的に明らかにする環境基本計画を策定し、環境保全に関する不断の取り組みを進めていくとともに、市全体の均衡ある発展に向け、都市計画をはじめとする土地利用計画や地域防災計画など、一体的なまちづくりのための基礎づくりを進めます。

[重点事業等]

●旧市町の交流を支える基盤整備と交通手段の充実

- ・（仮）合併記念公園の整備（再掲）
- ・（仮）文化会館の整備
- ・安房鴨川駅周辺の整備
- ・安房鴨川駅西口公園の整備
- ・広域幹線道路、地域幹線道路等の整備促進
- ・鴨川北部道路と国道128号天津バイパスとの接続道路の整備促進
- ・鴨川北部道路と県道天津小湊田原線との接続道路の整備
- ・都市計画道路（仮称マリーナ線）の整備
- ・コミュニティバスの運行



● 一体的なまちづくりのための基礎づくり

- ・ 防災行政無線の統合整備
- ・ 教育分野における情報ネットワーク基盤の拡充
- ・ 配水管の更新
- ・ 管路網管理システム等の整備
- ・ 市営住宅の整理統合と新たな市営住宅の整備
- ・ し尿処理施設の整備充実
- ・ ごみ処理施設の効率化
- ・ 環境基本計画の策定
- ・ 地域防災計画の策定
- ・ 都市計画区域の統合と都市計画マスタープランの見直し
- ・ 農業振興地域整備計画の見直し
- ・ 観光振興基本計画の策定 （再掲）
- ・ 保健・福祉等に関する総合的な計画の策定 （再掲）
- ・ 男女共同参画計画の策定



第5節 過疎地域における 広域的な交流の促進

過疎地域の自立促進に向け、広域的な交流基盤の整備を図るとともに、変化に富んだ海岸線と漁業資源、清澄山系の緑、鯛の浦や由緒ある神社・仏閣など、地域固有の資源を活かした観光・交流拠点施設の整備を進め、広域的な交流を促進します。

〔重点事業等〕

● 広域的な交流基盤の整備

- ・ 広域幹線道路、地域幹線道路等の整備促進 （再掲）
- ・ 鴨川北部道路と国道128号天津バイパスとの接続道路の整備促進 （再掲）
- ・ 鴨川北部道路と県道天津小湊田原線との接続道路の整備 （再掲）
- ・ 誕生寺・鯛の浦周辺道路の整備促進

● 地域固有の資源を活かした観光・交流拠点施設の整備

- ・ （仮）城崎ビーチサイドパークの整備
- ・ 清澄植物園遊歩道の整備充実
- ・ 誕生寺・鯛の浦周辺地域の活性化の促進
- ・ 追原ダム周辺地域の振興

第6節 行財政改革の推進

合併による*スケールメリットを最大限に活かすとともに、行政を巡る環境の変化に対応し、市民と一体となって自主的、自立的に行政を運営していくため、「鴨川市行政改革大綱」等に則し、行財政改革を強力に進めます。

*スケールメリット 規模が大きくなることによって得られる利点。

鴨川市
第1次
5か年計画

平成18年度
～
平成22年度

[各 論]
第2部
基本計画

第1章 新時代における 交流拠点の都市

第1節 計画的な土地利用の推進

1 現況と課題

本市の土地利用については、旧市街地の空洞化が進み、新市街地が周辺へ広がる一方、都市部と農村部の区域境で混在化が進んでいることなどから、市域全体を地域特性に応じた適正な利用へと誘導し、限られた土地を計画的かつ高度に利用していくことが必要です。

特に、都市計画区域は旧市町で個別に指定されるとともに、農業振興地域は旧市の区域の一部のみで指定されていることから、旧市町それぞれの区域の一体化、都市計画区域と農業振興地域等の調和が必要です。

2 基本方針

限られた土地を計画的かつ高度に利用していくため、広域的な地域構造の変化を見通し、本市としての土地利用関連計画の策定を図ります。

また、これら土地利用関連計画及び関連法、条例等についての周知に努めるとともに、この一体的な運用による適正な規制・誘導に努め、土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。

3 施策・事業

●都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画等の策定

事業等名	概要（担当課等）
都市計画区域の統合と都市計画マスタープランの見直し（重）	旧市町それぞれの区域における都市計画区域の統合を図るとともに、都市計画マスタープランの見直しを行います。 (都市建設課)
農業振興地域整備計画の見直し（重）	市全域における農業振興地域整備計画を定めるため、現計画の見直しを行います。 (農林水産課)

●地籍調査準備作業の推進

事業等名	概要（担当課等）
地籍調査準備作業の推進	地籍調査に関する実施計画を策定するとともに、実施体制の整備を図ります。 (都市建設課)



第2節 市街地の整備

1 現況と課題

本市の市街地は、海岸線に沿って住宅地が広がり、この中に商業施設や観光施設が混在する形で形成されてきましたが、旧市街地の空洞化が進む一方、新市街地が周辺へ広がってきたことから、都市計画マスタープランに基づき、既成市街地の再整備及び新市街地の形成誘導を図るとともに、道路網をはじめ、公園・緑地等の整備を促進することが必要です。

一方、市内には5つの鉄道駅（JR安房鴨川駅、太海駅、江見駅、安房天津駅及び安房小湊駅）が設置されていますが、このうち安房天津駅については、旧町がコミュニティセンターとの合築駅舎を整備し、その後もバス待合所等の整備を進めてきました。他の4駅は、鉄道施設の老朽化が顕著であることから、高齢者や障害者に配慮した設備を含め、いずれも施設整備を図る必要があります。他方、近年の鉄道利用は漸減傾向にあり、鉄道駅に依存して成立してきた周辺地域の商業やコミュニティの機能などが損なわれかねない状況にあることから、駅を中心に交通拠点機能や商業サービス機能等の強化を図ることが必要です。

太海多目的公益用地については、城西国際大学JOSA I 安房ラーニングセンター、早稲田大学鴨川セミナーハウスが既に立地し、平成18年4月には城西国際大学観光学部が開設されますが、このうちJOSA I 安房ラーニングセンターと鴨川セミナーハウスについては、いずれも第1期工事が完了した段階であることから、当初の整備計画に基づく第2期、第3期の整備を促進することが必要です。

2 基本方針

安全で快適な居住空間と産業や文化、情報の集積を生み出す魅力ある市街地環境の創出に向け、都市計画マスタープランに基づき、道路網をはじめ、公園・緑地等の基盤整備を進めるとともに、既成市街地の再整備及び新市街地の形成誘導に努め、快適な居住環境の創出を図ります。

また、鉄道駅及び駅周辺環境の整備による交通拠点機能や商業サービス機能の強化をはじめ、行政拠点機能、観光・交流機能、教育・文化機能、試験研究・産業支援機能、高度医療機能等の多様な都市拠点機能の誘導・集積を進め、にぎわいと活気あふれる市街地の形成を進めます。

特に、太海多目的公益用地については、学園のまちづくりの拠点としての整備を促進し、学術・文化・情報の発信拠点の形成を進めます。

3 施策・事業

●既成市街地の再整備及び新市街地の形成誘導

事業等名	概要（担当課等）
市街地の整備に関する調査の推進	新たな都市計画マスタープランに基づき、既成市街地の再整備等に関する調査を推進します。 (都市建設課)

●狹隘道路地域における住環境整備の推進

事業等名	概要（担当課等）
狹隘道路地域における都市基盤の整備	狹隘道路地域の生活環境向上と防災機能強化のため、狹隘道路箇所の拡幅と排水整備を進めます。 (都市建設課)

●鉄道駅及び駅周辺環境の整備

事業等名	概要（担当課等）
安房鴨川駅周辺の整備（重）	安房鴨川駅自由通路の*バリアフリー化を図るとともに、東口駅前広場の整備を図ります。 (都市建設課)
鉄道駅及び駅周辺環境の整備	駅舎等鉄道施設のバリアフリー化など、施設の整備充実を促進するとともに、駅周辺環境の整備を図ります。 (企画財政課)

●「学園のまちづくり」の拠点機能の充実

事業等名	概要（担当課等）
（仮）合併記念公園の整備（重）	市民・学生の交流と市民相互の交流を促進するため、太海多目的公益用地内に（仮）合併記念公園を整備します。 (都市建設課)
城西国際大学観光学部の拡充の促進（重）	城西国際大学観光学部の拡充を促進します。 (市長公室)
城西国際大学JOSA I 安房ラーニングセンターの拡充の促進（重）	城西国際大学JOSA I 安房ラーニングセンターの第2期以降の整備を促進し、その拡充を図ります。 (市長公室)
早稲田大学鴨川セミナーハウスの拡充の促進（重）	早稲田大学鴨川セミナーハウスの第2期以降の整備を促進し、その拡充を図ります。 (市長公室)

*バリアフリー 障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。

第3節 住宅対策の充実

1 現況と課題

本市の住宅等については、民間事業者等による宅地開発が市内の各所で行われていますが、今後も良好な居住環境を確保していくためには、都市計画区域内の用途地域に適用される建築規制等に則し、周辺環境との調和に配慮した適正な開発を誘導していく必要があります。

一方、市営住宅については、9団地を設置していますが、金束団地を除いて老朽化が著しい状況にあることから、この整備が必要です。

2 基本方針

定住の促進と質の高い快適な居住環境づくりに向けて、市街地の計画的な整備・拡充や民間宅地開発等による新たな住宅地の形成を進めるとともに、既成住宅地も含め、適切な開発指導を図りながら、美しい街並みづくりを促進します。

また、市営住宅については、適切な維持管理に努めながら、老朽化住宅の対策を計画的に進めます。

3 施策・事業

●市営住宅の整備

事業等名	概要（担当課等）
市営住宅の整理統合と新たな市営住宅の整備（重）	市営住宅の整理統合を検討し、新たな市営住宅の整備を図ります。 (都市建設課)

第4節 道路網の整備

1 現況と課題

東関東自動車道館山線、一般国道127号富津館山道路など、本市を取り巻く広域幹線道路や、国道410号、主要地方道千葉鴨川線などの地域幹線道路の整備が着実に進められ、県都1時間構想、高速道路アクセス30分構想の実現が目前となっています。

しかし、地域高規格道路（館山・一宮・茂原間）は思わしい進捗をみせておらず、また、主要地方道鴨川保田線における狹隘屈曲箇所をはじめ、国道128号実入バイパス、誕生寺及び鯛の浦周辺など、安全性と利便性の向上が図られるべき箇所もあることから、これらの整備を促進する必要があります。

一方、本市の市道総延長は約750kmにも及んでいますが、このうち、主要な交流拠点施設や公共施設、さらに市域と国・県道を結ぶ主要幹線市道については、旧市町の交流促進や一体的なまちづくりの観点などからの整備が必要であるほか、一部で老朽橋梁の架け替えが必要となっています。また、生活道路としての市道については、市民が安心して安全に利用できるよう整備を進めていく必要があります。

2 基本方針

南房総地域全体の発展に向け、首都圏へ通じる東関東自動車道館山線の全線開通をはじめ、外房地域の幹線道路となる地域高規格道路（館山・一宮・茂原間）の実現化など、広域幹線道路の整備を促進します。

また、広域交流拠点としての機能を一層高めるため、市内外へのアクセス向上や渋滞の解消、安全性・利便性の向上等を見据え、国道128号実入バイパスの整備をはじめとする国・県道の整備を関係機関に積極的に要請し、本市の骨格となる幹線道路網の整備を促進します。

さらに、これら道路網との連携や機能分担に留意しながら、市内の各地域間を結ぶ幹線市道や身近な生活道路としての市道の整備を計画的、効率的に進めます。

3 施策・事業

● 広域幹線道路及び幹線道路網の整備促進

事業等名	概要（担当課等）
広域幹線道路、地域幹線道路等の整備促進（重）	関係自治体と構成する協議会等を通じ、国・県に広域幹線道路、地域幹線道路等の整備を要請し、整備を促進します。（都市建設課）
誕生寺・鯛の浦周辺道路の整備促進（重）	誕生寺・鯛の浦周辺の道路について、県が実施する交通安全対策事業を促進します。（都市建設課）
鴨川北部道路と国道128号天津バイパスとの接続道路の整備促進（重）	旧市町の交流基盤を強化するため、鴨川北部道路と国道128号天津バイパスとの接続道路の整備を促進します。（都市建設課）

● 幹線市道その他の市道等の整備

事業等名	概要（担当課等）
鴨川北部道路と県道天津小湊田原線との接続道路の整備（重）	旧市町の交流基盤を強化するため、鴨川北部道路と県道天津小湊田原線との接続道路の整備を図ります。（都市建設課）
都市計画道路（仮称マリーナ線）の整備（重）	都市計画道路（仮称マリーナ線）について、都市計画マスタープランに即した都市計画決定を促進し、整備を図ります。（都市建設課）
老朽橋梁の架け替え	二級河川加茂川に架かる市道橋梁について、老朽化の程度等に応じた架け替えを図ります。（都市建設課）
その他市道の整備	幹線市道その他の市道について、新設及び改良を計画的、効率的に進めます。（都市建設課）



第5節 公共交通機関の充実

1 現況と課題

本市の鉄道は、ＪＲ外房線及び内房線が運行されていますが、利便性の向上を図るためには、複線化、運行本数の増加などを鉄道事業者に働きかけていく必要があります。

バス交通については、民間バス事業者により運行される路線のほか、市の補助によって運行を維持する*廃止路線代替バス５路線がありますが、東京と本市を結ぶ高速バス路線などが開設、増便される一方、市民が日常的に利用するバス路線は運行回数等が減少してきていることから、利用実態に即した交通体系の再編と、特に旧市町間の交通手段等の増強を図ることが必要です。

2 基本方針

南房総地域の発展と本市の広域交流拠点としての機能のさらなる強化を目指し、ＪＲ外房線・内房線について、全線における複線化や運行本数の増加など、利便性向上に向けた働きかけを進めます。

バス交通については、生活交通の維持・確保を図り、市民の日常生活における身近な交通手段の確保に努めるほか、本市と東京等とを結ぶ高速バス、急行バスのさらなる利便性向上を促進します。

3 施策・事業

● ＪＲ外房線・内房線、高速バス等の利便性向上の促進

事業等名	概要（担当課等）
鉄道及び高速バス等の利便性向上の促進	関係自治体等と連携し、ＪＲ外房線・内房線、東京等と本市を結ぶ高速バス等の利便性向上を促進します。 (企画財政課)

* 廃止路線代替バス 一般乗合バスが廃止された場合における代替路線

●生活交通の維持・確保

事業等名	概要（担当課等）
廃止路線代替バスの維持	廃止路線代替バスを運行するバス事業者を支援し、廃止路線代替バスの維持を図ります。 (企画財政課)
コミュニティバスの運行(重)	廃止路線代替バスを再編し、コミュニティバスの運行を図ります。 (企画財政課)
太海多目的公益用地へのバス路線の運行(重)	太海多目的公益用地とＪＲ安房鴨川駅とを結ぶバス路線の運行を図ります。 (市長公室)

第６節 情報ネットワークの整備

１ 現況と課題

地域の情報通信基盤は、民間通信事業者により高速情報通信回線が整備されていますが、回線の特性により利用できない地域も多数あることから、この解消を図ることが必要です。

一方、行政の情報通信基盤については、合併に伴い、旧市町のネットワーク基盤を統合し、本庁舎をはじめ公共施設23か所と小・中学校全16校を接続していますが、まだ接続されていない施設があることや、天津小湊地区では小・中学校に*光ファイバーケーブルが敷設されていないことから、これらの整備等が必要です。

行政事務については、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）、住民基本台帳ネットワークや公的個人認証基盤の整備などが完了していることから、これらを適正かつ効果的、効率的に使用していくことが必要です。

２ 基本方針

市民サービスの向上と本市の発展に向け、情報化についての総合的な計画を策定し、高速・大容量化に対応した高度情報通信基盤の一体的な整備促進や、多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、市全体の情報化を進めます。

*光ファイバーケーブル ガラス繊維や合成樹脂でできた線を用い、音声やデータ・画像等の電気信号をレーザー光線の強弱により伝送する通信方式。

3 施策・事業

●地域における高速・大容量情報通信基盤の整備促進

事業等名	概要（担当課等）
地域における高速・大容量情報通信基盤の整備促進	地域における高速・大容量情報通信基盤の拡充を通信事業者に要請し、整備を促進します。 (総務課)

●多様な行政分野における情報ネットワーク基盤の整備

事業等名	概要（担当課等）
情報ネットワーク基盤の拡充	全庁的な情報ネットワークを構築するため、未接続の施設における情報ネットワーク基盤を整備します。 (総務課)

●教育分野における情報ネットワーク基盤の整備

事業等名	概要（担当課等）
教育分野における情報ネットワーク基盤の拡充（重）	本庁舎と天津小湊地区の小・中学校等とを結ぶ情報ネットワーク基盤（光ファイバーケーブル）を整備します。 (総務課)
校内*L A Nの整備	学校の適正配置の動向を踏まえ、小・中学校の校内L A N等の整備を推進します。 (総務課、学校教育課)

●インターネットを活用した行政サービスの推進

事業等名	概要（担当課等）
コールセンターの設置	インターネット等を通じた市民からの問い合わせや相談等へ一元的に対応するため、コールセンターの設置を図ります。 (総務課、市長公室)

●情報セキュリティ(安全・保護)対策の推進

事業等名	概要（担当課等）
情報セキュリティ対策の推進	*情報セキュリティポリシーに基づく実施手順を策定し、行政のネットワーク上で扱う情報のより適切な利活用を推進します。 (総務課)

*LAN (Local Area Network) 限られた場所にある複数のコンピュータを相互接続した仕組み。

*情報セキュリティポリシー ネットワークを利用する組織ごとに取り決めた、セキュリティに関する内部規約のこと。

第2章 環境と共生する 快適で安全な都市

第1節 環境施策の推進

1 現況と課題

本市は、南房総国定公園、県立養老溪谷奥清澄自然公園、嶺岡山系自然公園などに指定されるとともに、首都圏自然歩道「モミ・ツガのみち」や内浦山県民の森が整備されるなど、美しい海や山などの恵まれた自然環境は、快適で豊かな生活の源泉として、また重要な観光・交流資源の一つとして、かけがえのない財産となっています。

一方で、私たちは、経済性や利便性を追求する生活様式と引き換えに、自然環境に多大な負荷を与えてきました。大気汚染や水質汚濁、廃棄物の不法投棄など身近な問題から、二酸化炭素等による地球温暖化や*環境ホルモンに代表される化学物質汚染などの広域的な問題まで、複雑多様な環境課題が顕在化しています。

本市の豊かな自然環境を次代に引き継いでいくためには、環境保全に関する啓発を進め、環境と共生するまちづくりを進めていくとともに、従来の社会システムから脱却して環境への負荷を最小限にするよう努め、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。

2 基本方針

美しい自然環境・景観の保全や快適性を求める市民ニーズや循環型社会の形成等の社会的要請に対応し、環境を総合的にとらえた施策を積極的に推進します。

このため、本市としての指針づくりのもと、自然環境・景観の保全はもとより、大気汚染や水質汚濁等の防止から*ダイオキシン対策などあらゆる分野における環境問題への適切な対応、地球温暖化防止への対応、環境情報の公開、環境学習の推進など、市民、事業者、行政が一体となった各種環境施策を総合的、計画的、継続的に推進します。

*環境ホルモン 生体内にとりこまれると、ホルモンに似た働きをする化学物質の総称。
ダイオキシン・PCB・DDTなどが挙げられる。特に、生殖機能への影響が問題になっている。

*ダイオキシン 猛毒で、強い催奇形性・発癌(はつがん)性を持ち、身の回りの化学成形品の焼却に伴って発生する場合があることから、人体に及ぼす影響が危惧されている。

3 施策・事業

●環境基本計画の策定

事業等名	概要（担当課等）
環境基本計画の策定（重）	環境施策を総合的、計画的に進めるため、環境基本計画を策定します。 (環境課)

●自然環境・景観の保護・保全施策の推進

事業等名	概要（担当課等）
国定公園、県立自然公園等の管理	国定公園、県立自然公園、首都圏自然歩道を適切に管理します。 (都市建設課)

●大気汚染・水質汚濁等公害防止施策、ダイオキシン・環境ホルモン対策の推進

事業等名	概要（担当課等）
大気・水質・土壌等の調査	河川等の水質検査及びダイオキシン類の測定等を継続的に行います。 (環境課)
* E M活性液の放流の促進	河川の浄化を図るため、E M活性液の放流を促進します。 (環境課)

●不法投棄の監視・適正処理体制の整備

事業等名	概要（担当課等）
不法投棄監視員の設置	市全域で不法投棄を監視するため、不法投棄監視員を設置します。 (環境課)

●地球温暖化対策として、省エネルギーの推進や新エネルギー利用等温室効果ガス削減への取り組みの推進

事業等名	概要（担当課等）
地球温暖化対策実行計画等の策定	地球温暖化対策を進めるため、計画等を策定します。 (環境課)

* E M活性液 乳酸菌など有用微生物の培養液で、河川の汚れや悪臭を取り除く作用がある。
市内下水路などに試験放流し水質改善効果をあげており、家庭でできる水質浄化に大きな役割が期待されている。

●環境学習プログラムの整備・推進及び環境イベントの開催

事業等名	概要（担当課等）
自然とのふれあいの推進	子ども達を対象に、川や磯、山における自然観察会を行います。 (環境課)
環境学習、美化等の啓発	小学生による環境ポスターの作成、展示によって、環境保全、環境美化に関するPR等を行います。 (環境課)

●環境ボランティア団体等の育成・支援と市民・関連団体・企業等の自主的な環境保全活動の促進

事業等名	概要（担当課等）
ごみゼロ運動の実施	市民と協働してごみゼロ運動を実施し、環境美化に努めます。 (環境課)
美化活動等の促進	自発的に美化活動等を行う団体を支援します。 (環境課)

第2節 公園・緑地の整備

1 現況と課題

市立公園や公共施設に併設される緑地は、旧市町において、それぞれ整備が進められ、市民の憩いの場として、あるいはレクリエーションの場として活用されていますが、今後も、市内外の人々の交流・レクリエーション・自然体験の場として、海岸や河川、森林、歴史資源等を活用した、さらなる公園・緑地等の整備と適切な管理が必要です。

2 基本方針

市内外の人々の交流・レクリエーション・自然体験の場として、海岸や河川、森林、歴史資源等を活用した、観光・交流機能を併せ持つ特色ある公園・緑地、親水空間の整備を進めます。

また、遊歩道・緑道等の整備や市民参加による緑化運動、花づくり運動を促進し、緑のうるおいある環境づくりを進めます。

3 施策・事業

●国営公園の誘致

事業等名	概要（担当課等）
国営公園の誘致	関係自治体と連携し、南房総地域への国営公園誘致を図ります。 (都市建設課)

●市街地・集落内における公園・広場の整備

事業等名	概要（担当課等）
安房鴨川駅西口公園の整備（重）	安房鴨川駅西口において、新たな公園の整備を図ります。 (都市建設課)
美化花壇の植栽・管理	安房鴨川駅西口、国道128号沿道等の美化花壇の植栽と管理を行います。 (環境課)

●海岸周辺等を活用した特色ある公園・緑地と遊歩道等の一体的整備

事業等名	概要（担当課等）
（仮）城崎ビーチサイドパークの整備（重）	城崎海岸付近に（仮）城崎ビーチサイドパークを整備します。 (商工観光課)
ふれあいの潮さい空間の整備	前原・横渚海岸の魅力を向上させるため、「ふれあいの潮さい空間」としての整備を図ります。 (都市建設課)

第3節 上水道の整備

1 現況と課題

本市の水道事業は、合併に伴い、旧市町の水道事業を廃止して新たに鴨川市水道事業として経営許可を受けたもので、平成16年度末の給水状況は、給水戸数17,082戸、給水人口35,779人で加入率94.5%、年間総給水量は6,014,134m³となっています。

旧市町の上水道は、それぞれ昭和37年、38年の創設と古く、また、浄水場は6か所、地形的なことから配水施設等が多く、配水管の延長も約358キロメートルに及ぶとともに、南房総広域水道企業団からも受水しています。

これらの施設には、老朽化しているものや、土砂堆積が顕著なダムもあり、また、近年はおいしい水への需要が高まるとともに、有害物質の健康面での心配が指摘されていることから、今後は、耐震対策を含む施設の更新と改善、水質管理の強化が必要です。

また、簡易水道地域等、上水道未普及地域への上水の供給を進める必要があります。

2 基本方針

上水道については、施設の老朽化への対応や耐震対策、水源の確保・保全及び南房総広域水道企業団からの受水を図りながら、浄水場や配水管をはじめとする各種水道施設の整備を計画的に推進するとともに、水質管理体制の強化や水道事業の健全運営を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努めます。

また、水道未普及地域及び簡易水道地域における上水供給のための対策を進めます。

3 施策・事業

●各種水道施設の整備

事業等名	概要（担当課等）
浄水場の改修	老朽化している浄水場の改修を図ります。 (水道局)
ダムの浚渫	奥谷ダムの堆積土砂の浚渫を図ります。 (水道局)

事業等名	概要（担当課等）
導水路の改修	東町導水路の改修を図ります。 (水道局)
老朽管の更新	*有収率向上の観点から、石綿管の更新を進めます。 (水道局)
配水管の更新（重）	旧市町を結ぶ配水管（広場地区～浜荻地区）を更新します。 (水道局)
水管橋の整備	漏水対策として、既存水管橋の補修等を行います。 (水道局)

●水質管理体制の強化

事業等名	概要（担当課等）
水質検査等の強化	水質検査計画を策定し、全項目検査（原水39項目、給水栓50項目）を行います。 (水道局)

●水道事業の健全運営

事業等名	概要（担当課等）
浄水場の民間委託	経常経費を節減するため、浄水場の民間委託を図ります。 (水道局)
管路網管理システム等の整備（重）	水道業務の効率化を図るため、管路網管理システムを整備するとともに、管網図を作成します。 (水道局)
広域水道事業への出資・補助	南房総広域水道企業団への出資・補助を行います。 (企画財政課)

●水道未普及地域等の上水供給対策の推進

事業等名	概要（担当課等）
水道未普及地域等の解消	水道未普及地域と孤立地域について、その解消を図ります。 (水道局)

*有収率 供給する水量と料金として収入のあった水量の比率。

第4節 下水道の整備

1 現況と課題

本市では、市街地を中心に都市下水路等が整備され、水質浄化等に寄与していることから、今後もこの機能を維持していくことが必要です。

また、河川及び海域の水質浄化に向け、合併処理浄化槽の設置を促進することが必要です。

2 基本方針

海や河川などの公共用水域の水質汚濁の防止と浸水被害の解消を図り、安全で快適な住みよい居住環境を確保するため、都市下水路等の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の設置を促進し、水質の浄化に努めます。

3 施策・事業

●都市下水路の整備及び水質浄化の推進

事業等名	概要（担当課等）
都市下水路の整備	都市下水路の改良等を行います。 (都市建設課)

●合併処理浄化槽の設置促進

事業等名	概要（担当課等）
合併処理浄化槽の設置促進	家庭用合併処理浄化槽の設置を支援します。 (環境課)

第5節 環境衛生対策の充実

1 現況と課題

本市では、ごみの指定袋制度や分別収集、リサイクルの推進など、ごみの減量化と再資源化に取り組んでいますが、廃棄物の発生をさらに抑制し、資源を再利用する資源循環型社会へ転換していくためには、市民・事業者・行政の三者が、リデュース・リユース・リサイクル（発生抑制・再使用・再生使用）の3Rに取り組んでいく必要があります。

ごみ処理施設については、市内では鴨川清掃センター、天津小湊清掃センター、鴨川市南房総市環境衛生組合の処理施設が稼動していますが、各施設とも老朽化が進んでいることから、統廃合を含めて施設のあり方を検討し、早期に対策を講じることが必要です。また、現在は安房郡市広域市町村圏事務組合により粗大ごみの処理を行っていますが、一般ごみの処理についても、長期的視点で広域化を検討していくことが必要です。

また、衛生的な環境を維持・保全していくためには、合併処理浄化槽のさらなる設置促進と、し尿処理施設の充実、火葬場施設の充実を図っていくことが必要です。

2 基本方針

増加傾向にあるごみについては、本市としての一体的な収集体制及び処理・処分体制の整備を図ります。

また、市民及び事業者への意識啓発を積極的に推進しながら、分別排出の徹底や生ごみの堆肥化、自主的な3R運動の促進によるごみの減量化に努め、循環型のゼロエミッション（廃棄物をゼロにすること）社会の構築を目指します。

さらに、生活雑排水による河川、海域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を促進し、適正な維持管理の指導を推進するとともに、し尿及び浄化槽汚泥の計画収集と施設の充実を図ります。

その他、火葬場について、広域的連携のもと、施設の整備充実を図るとともに、公衆衛生対策を推進します。



3 施策・事業

●ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実

事業等名	概要（担当課等）
一般廃棄物処理基本計画等の策定	一般廃棄物処理基本計画に基づき廃棄物の処理を計画的に進めるとともに、急速に変化する時代背景に対応するため、計画の見直しを行います。併せて一般廃棄物処理施設生活環境影響調査を行います。 (環境課)
ごみ処理施設の整備充実	一般廃棄物処理基本計画に基づき、適時、適切な改修等を行います。 (清掃センター)
ごみ処理施設の効率化(重)	ごみ処理施設の効率的な運転・整備を行うため、市内3施設の統廃合や跡地利用等を含め、処理体制の見直しを推進します。 (環境課)
ごみ収集体制の効率化	資源ごみと不燃ごみの収集業務の一部について、民間委託を図ります。 (清掃センター)
ごみ収集車両の更新	ごみ収集車両を計画的に更新します。 (清掃センター)
ごみ集積施設等の設置促進	地域におけるごみ集積施設設置等を支援します。 (環境課)
ごみの共同処理の整理	鴨川市南房総市環境衛生組合による、ごみの共同処理業務の早期廃止を図ります。 (環境課)
ごみの広域処理の推進	安房郡市広域市町村圏事務組合による粗大ごみ処理業務を推進するとともに、一般廃棄物を含む処理の広域化を図ります。 (環境課)

●ごみの減量化、再資源化の推進

事業等名	概要（担当課等）
ごみの排出抑制と負担の公平化	ごみ指定袋によりごみの排出を抑制するとともに、ごみ処理費用の負担の公平化を図ります。 (環境課)
ごみの資源化の推進	分別による資源化を推進するとともに、ごみ焼却灰の*エコセメント化を図ります。 (環境課)
資源ごみ回収団体の育成・支援	資源ごみの集団回収を促進するため、回収団体を育成・支援します。 (環境課)
ごみの減量化等に関する啓発の推進	ごみの減量化、分別収集やリサイクルに関する啓発を行います。 (環境課)
生ごみ処理容器等の普及促進	生ごみの自家処理を促進するため、処理容器等の購入を支援します。 (環境課)

●し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理

事業等名	概要（担当課等）
し尿処理施設の整備充実(重)	浄化槽汚泥等の処理機能充実のため、施設の大規模改修を行います。 (衛生センター)
し尿収集体制の効率化	し尿等の収集業務について、民間活力の導入を推進します。 (衛生センター)
し尿収集車両の更新	収集車両を計画的に更新します。 (衛生センター)

●合併処理浄化槽の設置促進

事業等名	概要（担当課等）
合併処理浄化槽の設置促進（再掲）	家庭用合併処理浄化槽の設置を支援します。 (環境課)

*エコセメント 焼却灰に石灰石や粘土を混ぜ、焼成して造られるセメント。
製造過程において、1350℃で焼成するため、灰中のダイオキシン類が分解される。

●火葬場の整備充実

事業等名	概要（担当課等）
火葬場の整備充実	安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域的に火葬場を運営するとともに、新たな施設の整備を図ります。 (環境課)

●公衆衛生対策の推進

事業等名	概要（担当課等）
民間公衆浴場の支援	民間公衆浴場を確保するため、その運営を支援します。 (環境課)
狂犬病予防対策の推進	犬の登録を促進するとともに、狂犬病予防注射を実施します。 (環境課)

第6節 消防・防災対策の充実

1 現況と課題

本市の消防体制は、安房郡市広域市町村事務組合により鴨川消防署、長狭分遣所、天津小湊分遣所が設置され、常備消防と救急業務を行っている一方、消防団が組織されています。

しかし、近年、消防団員の確保が困難になっていることから、男女共同参画による新たな消防団員の確保や組織の総合的な見直しとともに、自然・特殊災害、武力攻撃事態等における住民保護など、新たな責務に対応するための機能の充実を図ることが必要です。

防災については、東海地震・東南海地震、房総沖を震源とする地震や直下型地震の発生が懸念される一方、平成17年には、台風、停滞前線の活発化に伴う大雨によって加茂川が氾濫するなど、地震や水害等への対策の必要性が高まってきていることから、災害に強いまちづくりを全市的、計画的に進めていくことが必要です。

2 基本方針

地震をはじめ火災、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを総合的に進めます。

このため、消防団組織や常備消防・救急体制の一層の充実を進め、地域消防・救急体制の強化を図ります。

また、地域防災計画など防災関連の指針づくりのもと、市及び防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、災害時の情報通信体制の充実、各種資機材の備蓄、避難路・避難場所の充実等に努めます。

さらに、関係機関との連携のもと、海岸保全施設の整備や河川の改修、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進し、安全・安心な暮らしの確保に努めます。

3 施策・事業

●消防施設・設備の計画的整備

事業等名	概要（担当課等）
消防水利の整備	消防水利と非常時の飲料水を兼用する耐震性貯水槽や、防火水槽、消火栓の効果的、効率的な整備を進めます。 (消防防災課)
消防車両等の更新	消防ポンプ自動車、積載車及び消防用ホース等を計画的に更新します。 (消防防災課)

●広域的な常備消防・救急体制及び施設・設備の充実

事業等名	概要（担当課等）
広域的な常備消防・救急体制及び施設・設備の充実	安房郡市広域市町村圏事務組合により、常備消防・救急業務を推進するとともに、救急体制及び施設・設備の充実を図ります。 (消防防災課)

●地域防災計画の策定

事業等名	概要（担当課等）
地域防災計画の策定（重）	市及び防災関係機関、市民が一体となった防災体制を確立するため、地域防災計画を策定します。 (消防防災課)

●国民保護計画の策定

事業等名	概要（担当課等）
国民保護計画の策定	武力攻撃事態等における住民保護のための措置を迅速に講じていくため、国民保護計画を策定します。 (消防防災課)

●地域における自主防災組織の育成・支援

事業等名	概要（担当課等）
地域における自主防災組織の育成・支援	地域における自主防災組織の育成を図るとともに、地域防災計画に即した実践的な防災訓練等、自主防災組織の活動を支援します。 (消防防災課)

●防災行政無線と防災拠点の整備充実

事業等名	概要（担当課等）
防災行政無線の統合整備(重)	旧市町の防災行政無線の統合方法を検討し、防災行政無線施設・設備等の整備を図ります。 (消防防災課)
防災拠点機能の充実	防災の拠点である本庁舎について、耐震診断を行い、改修を図ります。 (管財課)

●災害用備蓄資機材の充実

事業等名	概要（担当課等）
災害用備蓄資機材の整備	非常用食糧、簡易トイレ、救助・救護用資機材など、災害用備蓄資機材の整備・更新を進めます。 (消防防災課)

●海岸保全施設の整備促進

事業等名	概要（担当課等）
海岸保全施設の整備促進	*「海岸づくり会議」の開催を通じ、地域住民や利用者との合意形成を図りながら、海岸保全施設（防潮堤、護岸、離岸堤等）の整備を促進します。 (都市建設課)

* 海岸づくり会議 鴨川の沿岸を「きれいで安全で利用しやすい海岸」として未来に残していくため、様々な立場の方の意見を聴きながら、共に鴨川の海岸のあり方を考える場として、平成15年度から開催されている会議。

●河川改修、砂防改修の促進

事業等名	概要（担当課等）
二級河川の改修促進	二級河川の改修（護岸等の整備）を促進します。 （都市建設課）
準用河川等の改修	準用河川（上待崎川）と普通河川の改修を図ります。 （都市建設課）
砂防対策の促進	関係機関に砂防対策の充実を要請し、砂防対策工事を促進します。 （都市建設課）

●急傾斜地崩壊対策、地すべり防止対策の促進

事業等名	概要（担当課等）
地すべり防止対策の促進	関係機関に地すべり防止対策の充実を要請し、地すべり防止対策工事を促進します。 （都市建設課、農林水産課）
急傾斜地崩壊対策の促進	急傾斜地崩壊危険区域指定地（天津地区、寄浦地区）における急傾斜地崩壊対策工事を促進します。 （都市建設課）
追原ダム周辺地域の振興（重）	四方木地区に地区内外との交流施設「（仮）ふれあい施設」等を整備し、追原ダム周辺地域の振興を図ります。 （都市建設課）



第7節 交通安全・防犯対策の充実

1 現況と課題

交通量の増加に伴い、交通事故の発生割合も国道や県道などを中心に増加し、特に子供や高齢者などの被害が多くなっていることから、歩・車道の区分化、交通安全施設の設置、踏切における安全対策、関係機関・団体との連携による啓発など、交通事故防止のための措置を講じていく一方、交通事故被害者等の支援を図ることが必要です。

また、全国的な犯罪の凶悪化・低年齢化等を背景として犯罪に対する安全性の確保が重要視される中、犯罪を未然に防ぐためには、防犯灯の設置などによる暗がりの解消や、市民と関係機関等が一体となった取り組みが必要です。

2 基本方針

警察や交通安全協会等関係機関・団体との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、ガードレールやカーブミラーをはじめとする交通安全施設等の整備を進め、安全な道路環境づくりに努めます。

また、警察や防犯団体等関係機関・団体との連携のもと、啓発活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に努め、自主的な地域安全活動を促進します。

さらに、犯罪を防止するため、防犯灯の適正配置を進めるとともに、防犯意識の高揚に努め、市民と各家庭、地域、学校、警察等との連携による防犯活動を促進します。



3 施策・事業

●交通安全施設等の整備

事業等名	概要（担当課等）
交通安全施設等の整備	ガードレール、カーブミラー、区間線、道路標識等の交通安全施設・設備の整備を進めます。 (消防防災課、都市建設課)

●踏切安全対策の推進

事業等名	概要（担当課等）
踏切安全対策の推進	市道上の踏切について、危険度に応じた安全対策の実施を図ります。 (都市建設課)

●防犯に関する住民啓発と各種地域安全活動の促進

事業等名	概要（担当課等）
(仮称)生活安全対策室の開設	防犯その他市民の生活安全に関する事項に対応するため、(仮称)生活安全対策室を開設します。 (消防防災課)

●防犯灯の設置

事業等名	概要（担当課等）
防犯灯の適正配置	防犯灯の適正な設置と適切な更新を進めます。 (消防防災課)

第8節 消費者対策の充実

1 現況と課題

消費ニーズが多種多様化する一方、インターネットの普及による電子商取引の拡大等により、多くの選択肢の中から商品購入を行うことが可能となっていますが、この反面、架空請求や不当請求、*クーリングオフに関するトラブルなど、消費生活に関するトラブルも増加傾向にあり、国民生活センターなどに寄せられる苦情相談は年々増加しています。

また、健康志向の高まりの中で、食品をはじめとする商品やサービスの安全性に対する不安も高まってきており、正確な商品情報や消費生活情報の提供を前提に、消費者には、常に自己責任の考え方に立った主体的な行動が求められることから、消費者が自らを守る自己責任の意識の醸成を図るとともに、悪質な業者等から消費者を守り、より安全かつ快適に消費生活を営むことができる環境を整えていくことが必要です。

2 基本方針

消費者の利益を守り、トラブルを未然に防止するため、県消費者センターと連携しながら、消費者教育・啓発に努めるとともに、消費生活情報の積極的な提供と商品等の監視・相談体制の充実を図ります。

* **クーリングオフ** 商品の購入契約などをしてから一定の期間内であれば消費者が業者との間で締結した契約を解除できるという制度。
ただし、全ての契約が解約できるわけではない。

3 施策・事業

●消費生活情報の提供

事業等名	概要（担当課等）
消費生活情報の提供	移動生活講座（消費生活講座）の開催やパンフレットの提供などにより、消費生活情報の提供を進めます。 (商工観光課)

●商品等監視・消費者相談体制の充実

事業等名	概要（担当課等）
商品品質表示等の監視	計量検査、店舗への立入り検査、巡回指導等により、商品品質表示等を監視します。 (商工観光課)
個人情報保護に関する苦情相談の充実	苦情相談に関する情報の集積等により、苦情相談の充実に図ります。 (商工観光課)



第3章 活力に満ちた 産業の都市

第1節 農林業の振興

1 現況と課題

国では、「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」を柱として、重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本計画を平成17年3月に策定したことなどから、本市においても、これに即して農業の振興を図る必要があります。

本市の農業は、「長狭米」や「江見の花」など、知名度が高く、品質の優れた農産物が生産されてきましたが、農家数、農業人口が年々減少し、中でも若年層の新規就農者が非常に少なく、農業後継者の不足や労働力の高齢化が問題となっています。一方、サル、シカ、イノシシ等有害鳥獣による被害が深刻化し、耕作放棄等の要因となっていることから、この適切な管理が必要です。畜産については、周辺環境との調和を図る観点から家畜衛生対策等を促進していくことが必要です。

中山間地域においては、旧市が平成8年度から農家・住民との協働で推進してきた都市と農村の交流事業、いわゆるリフレッシュビレッジ事業により、「みんなみの里」や「棚田倶楽部」を拠点として都市と農村の交流を図ってきました。また、これらの施設の運営主体として、地域農家や住民が中心となった多様な組織も結成されるなど、都市と農村の共生・対流に向けた基盤が整ってきていることから、これを核として、中山間地域にとどまらず、地域が一丸となって農業生産力を維持・伸長させていくことが必要です。

本市の林業は、生産の低下、林業労働力の減少や高齢化等が進んでいますが、森林は水源のかん養などの公益的機能を有していることから、国・県における森林整備事業等との連携により共有林等の保育管理を促進するとともに、林道の開設・改良をはじめとする林業基盤の整備を促進し、森林の保全を図っていくことが必要です。

2 基本方針

農業については、農業生産基盤の整備を促進し、生産性の向上と農地の汎用化、農業用水の確保を図るとともに、中山間地域における集落営農と地域の特色に応じた営農基盤の整備を促進し、遊休農地の解消や耕作放棄の防止、中山間地域における営農の促進と営農基盤の充実を図ります。

また、本市の特性と優位性を活かした米づくりとブランド化を促進するとともに、中核農家を中心とする営農の組織化、法人化を促進し、農業の持続的な発展を図ります。

さらに、有害鳥獣対策を進めるとともに、家畜衛生対策を促進し、農村環境の保全を図ります。

都市と農村との交流については、みんなみの里や大山千枚田などの多様な資源を活用した交流を促進するとともに、農業労働力を補充し、さらには地域農業の後継者を確保するため、都市住民のふるさと回帰を促進します。

林業については、森林が将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、生産基盤となる林道の整備を促進するとともに、下刈り、枝打ち、間伐等の保育管理を促進します。

また、国土の保全や水源のかん養など、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林の保全及び育成、治山対策の促進に努めるほか、環境学習や森林浴、レクリエーションの場として活用し、森林空間の総合的利用に努めます。

3 施策・事業

●農業生産基盤の整備促進

事業等名	概要（担当課等）
ほ場整備の促進	地域の合意形成を図りながら、県営、団体営のほ場整備を促進します。 (農林水産課)
用・排水施設整備の促進	地域の合意形成を図りながら、金山ダム幹線用水路や老朽ため池等の改修を促進します。 (農林水産課)

●中山間地域における営農の促進と営農基盤の充実

事業等名	概要（担当課等）
中山間地域における営農基盤整備の促進	地域の合意形成を図りながら、ほ場整備、農道等の整備を促進します。 (農林水産課)
中山間地域における遊休農地・耕作放棄地の解消の促進	中山間地域等直接支払制度を活用し、中山間地域における遊休農地・耕作放棄地の解消を促進します。 (農林水産課)

●水田農業の構造改革の促進

事業等名	概要（担当課等）
水田農業の構造改革の促進	地域水田農業ビジョンを策定し、農業者への効果的・効率的な支援を進めます。 (農林水産課)
ライスセンター等の整備促進	ライスセンター、育苗センターの整備を支援します。 (農林水産課)

●営農の組織化、法人化の促進

事業等名	概要（担当課等）
共同営農の促進	農地・水・環境保全対策を活用し、地域協定に基づく共同営農活動等を支援するとともに、水稻病虫害の防除を行う集落を支援します。また、地域の農業特性に応じた共同利用機械の導入を支援します。 (農林水産課)
経営体の育成・支援	ハウスリース事業を支援するとともに、農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金に利子補給を行います。 (農林水産課)
経営安定化の促進	農作物の価格補償制度に加入する担い手農家を支援します。 (農林水産課)
生産組織の支援	各種生産団体の活動を支援します。 (農林水産課)

●有害鳥獣への対策の強化

事業等名	概要（担当課等）
有害鳥獣対策の強化	サル、シカ、イノシシ等有害鳥獣の駆除を推進するとともに、防護柵の設置を支援します。 (農林水産課)

●環境と調和した畜産経営の促進

事業等名	概要（担当課等）
酪農経営の支援	酪農ヘルパーを利用する農家を支援します。 (農林水産課)
家畜伝染病予防対策の促進	酪農団体が行う家畜伝染病予防検査を支援します。 (農林水産課)

●都市と農村との交流に関わる多様な事業の展開

事業等名	概要（担当課等）
都市農村交流の拠点施設の整備充実	総合交流ターミナル「みんなみの里」、地域資源総合管理施設「棚田倶楽部」の改修を図ります。 (農林水産課)
棚田オーナー制度の運営	棚田オーナー制度の運営をNPOに委託するとともに、地域における自主的な運営を促進します。 (農林水産課)
ふるさと回帰の促進（重）	定年帰農や自然回帰等を促進するため、相談窓口・情報発信機能の拡充を図るとともに、新規就農に対する支援等を進めます。 (農林水産課)

●林道の整備促進

事業等名	概要（担当課等）
林道の整備促進	林道南房総線の開設・改良を促進します。 (農林水産課)

●森林の保全と活用

事業等名	概要（担当課等）
森林の保育管理の促進	森林組合が実施する保育管理、間伐等を支援します。また、生活環境保全林の適切な管理を進めます。 (農林水産課)
保安林の保全と活用	東条民有保安林の松くい虫の防除等を行います。 (農林水産課)

●治山対策の推進

事業等名	概要（担当課等）
治山対策の推進	山地災害から市民の財産等を守るため、治山対策を進めます。 (農林水産課)

第2節 水産業の振興

1 現況と課題

本市における漁港は、県が管理する第3種鴨川漁港、天津漁港、小湊漁港の他、市が管理する第2種江見漁港、浜波太漁港、浜荻漁港及び第1種太夫崎漁港、天面漁港の計8漁港があり、特に県営漁港は漁船漁業の重要拠点として、地元漁船のみならず他地域からの寄港も多いことから、国の漁港漁場整備長期計画に基づき、防波堤、護岸、物揚場、泊地などの整備が進められています。

本市の漁業は、まき網、定置網、釣り漁業などの沿岸・沖合漁業が中心で、イワシ、アジ、サバ、ブリ等が豊富に獲れ、また、海岸線は浅海漁場として、アワビ、サザエ、エビ類、ヒジキなどを対象とする磯根漁業が営まれています。

しかし、天然資源の減少や輸入水産物の増加に伴う魚価の低迷に加え、厳しい労働環境や若年就業者の減少による担い手不足のため漁業就業者の高齢化が進んでいる状況にあることから、生産力増進等に中心的な役割を果たす漁業協同組合の経営基盤の安定・強化を目指し、資源の維持・拡大と資源状態に応じた計画的な生産を促進するとともに、経営体・後継者の育成と*海洋深層水の活用を図ることが必要です。

また、海洋性レクリエーションニーズの増大に対応し、水産業と調和した海洋性レクリエーション機能の強化や海産物直売機能の充実等による都市と漁村の交流促進など、観光・リゾート等の産業分野と連携し、活力ある水産業の形成を図ることが必要です。

2 基本方針

水産業については、漁業生産の基盤となる漁港及び関連施設の整備を進めながら、漁場の整備・保全や種苗の放流等による栽培漁業の充実に努めます。

また、経営体や後継者の育成施策の強化をはじめ、水産業と調和した海洋性レクリエーション機能の強化や海産物直売機能の充実等による都市と漁村との交流の促進、海洋深層水を活用した事業の推進など、観光・リゾートをはじめとする各産業と連携・融合した多面的な展開を進めます。

* 海洋深層水 一定の水深以上の深海にある水。ミネラルが豊富に含まれていることから、料理用・健康飲料などの原料のほか、農業、水産業にも応用されている。
千葉県では、房総半島沖、なかでも鴨川沖が取水場所として有望視されており、県によって調査が行われている。

3 施策・事業

●漁業生産基盤の整備

事業等名	概要（担当課等）
漁港の整備促進	県営漁港の整備を促進します。 (農林水産課)
漁港の整備	市営漁港の整備を進めます。 (農林水産課)

●栽培漁業の促進

事業等名	概要（担当課等）
栽培漁業の促進	アワビ、ハマグリの子苗の放流を進め、栽培漁業を促進します。 (農林水産課)

●漁業経営体及び後継者育成施策の強化

事業等名	概要（担当課等）
漁業経営体の育成	漁業近代化資金の利子補給を行います。 (農林水産課)
漁業後継者の育成	中学生を対象とする水産教室を開催します。 (農林水産課)
漁業経営の支援	漁業共済制度への加入を支援します。 (農林水産課)

●フィッシャーマンズ・ワーフの検討、整備

事業等名	概要（担当課等）
*フィッシャーマンズ・ワーフの検討、整備	地域の商工業者等との連携による実験的なイベント等の実施を図り、フィッシャーマンズ・ワーフのあり方と適地等の検討を進めます。 (農林水産課)

* フィッシャーマンズ・ワーフ 漁港周辺の環境を活用して、新鮮な魚介類・加工品の購入や海の幸を楽しめる飲食店などが立地したにぎわいのある空間。

●海洋深層水事業の推進

事業等名	概要（担当課等）
海洋深層水の利活用の促進	海洋深層水の試験取水を進め、産業資源としての活用を促進します。 (農林水産課)

●都市漁村交流の促進

事業等名	概要（担当課等）
都市漁村交流の促進	都市漁村交流に関する計画を策定し、交流の担い手の育成・確保を図るとともに、多様な資源を活かした多面的な交流を促進します。 (農林水産課)

第3節 商工業の振興

1 現況と課題

本市の商業については、近年、大型店や量販店の進出に伴って地域の商業規模、集客力が拡大・強化され、勝浦市、南房総市の一部(旧和田町)及び本市の区域から成る鴨川商圈が形成される一方、商品販売額等は減少し、特に中小小売業者については小売店舗数が大幅に減少しています。

集客力の高い大型店舗の進出は、既存商店にとっては危機であると同時に、新たなビジネスチャンスともとらえられることから、今後は、それぞれの店舗の個性、特色を活かした、より魅力ある店舗づくりや、既存商店街の再集積への取り組みなどにより、商店街の集客力の回復を図るとともに、ITの活用や経済交流による販路の拡大が必要です。

また、現在、商工業者の指導団体である商工会は鴨川地区と天津小湊地区にそれぞれ存在していますが、一体的な商業振興を図るためには、この早期合併に向けて行政の立場から積極的に促進していくことが必要です。

本市の工業については、零細事業所、下請事業所が圧倒的に多く、景気変動に左右されやすい状況にあることが窺えます。

今後は、既存工業製品の個性化や技術力のアップによる競争力の強化、新企業や*ベンチャー関連企業の進出環境の整備など、国・県等の中小企業振興施策などを積極的に活用しながら、展望ある活性化を図るとともに、自然環境への配慮や地域資源の活用など、地域に深く根ざした企業活動の展開を図ることが必要です。

*ベンチャー企業 新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的、革新的な経営を展開する中小企業。

2 基本方針

外房の商業拠点都市としての発展に向け、市街地の整備や鉄道駅周辺整備などの都市基盤整備と連動しながら、商店街の環境・景観整備や新たな商業集積の形成誘導を進め、人々が行き交うにぎわいの場の再生と創造を進めます。

工業については、地域経済の発展はもとより、就業機会の拡充や研究・開発機能の強化を見据え、関係機関・団体との連携のもと、経営指導や制度資金の活用、「産・学・官」及び産業間交流の促進等を図り、製品の個性化、技術力の向上等、既存企業の体質強化や新規事業の展開を促進します。

また、本市の恵まれた自然環境や立地条件を活かし、雇用力があり、環境と共生する企業の誘致や新たな産業の開発を進めます。

3 施策・事業

●指導団体の育成・強化と支援施策の推進

事業等名	概要（担当課等）
指導団体の機能強化の促進	指導団体としての商工会の機能強化を図るため、商工会の合併を支援します。 (商工観光課)
商工業を担う人材育成の促進	商工会が後継者育成のために行う事業を支援します。 (商工観光課)
商店街等への誘客の促進	商工会が行うポイントカードシステムの導入等を支援するとともに、商店街が行うイベントや共同研修事業等を支援します。 (商工観光課)
商店街等における商業機能回復の促進	商店街のにぎわいの創出に向け、散在する空き店舗の解消を推進します。 (商工観光課)
中小企業等経営の支援	中小企業資金融資に利子・保証料の補給を行うとともに、大型店進出対策資金、小企業等経営改善資金に利子補給を行います。 (商工観光課)

●商業振興のための施策の推進

事業等名	概要（担当課等）
商業振興計画の策定	市内に散在する商店街の連携を考慮した施策等を体系的に推進するため、商業振興計画の策定を図ります。 (商工観光課)

●経済交流による物産の販路拡大の促進

事業等名	概要（担当課等）
ふるさと産品等の販路拡大の促進	板橋区のハッピーロード大山商店街の*アンテナショップや友好都市における交流事業への参加等により、本市産品の販路拡大を促進します。 (商工観光課)
(仮称) 物産協会の設立促進	本市産品等を広く内外に周知・販売する組織として(仮称)物産協会の設立を促進し、活動を支援します。 (商工観光課)

●起業の促進と新規企業の誘致

事業等名	概要（担当課等）
起業環境の整備	開業・育成資金に利子補給を行い、起業等を促進します。 (商工観光課)
商店街等における商業機能回復の促進（再掲）	起業環境整備の一環として空き店舗の活用を図り、店舗運営等を支援します。 (商工観光課)
新規企業の誘致	市内の立地環境に関する情報提供等を進めるとともに、誘致企業の支援を図り、新規企業の立地を促進します。 (企画財政課)



*アンテナショップ 地方自治体などが、都市部でその地域の特産品の紹介や販売を行う店舗。

第4節 観光・リゾートの振興

1 現況と課題

本市の観光入込客数は約500万人（旧市町への入込客数を合算したもの）と県内屈指の集客力を誇り、豊かな自然環境と、これを活かした豊富な観光資源を有し、ホテルや旅館などの観光関係施設が集積しています。

一方、日常の延長で余暇を楽しむ観光スタイルが人々のニーズとして浸透する中、本市の入込客数は頭打ち傾向にあることから、既存の観光資源に依存するだけでは、新たな観光ニーズに対応できなくなっていることが窺えます。

今後は、豊かな自然環境の保全に努めながら、地域特性を活かした既存資源の機能強化と一層の魅力化、歴史資源を中心とした新たな観光資源の発掘や既存資源との連携、地域づくりの一環としての参加・体験型交流資源の整備のほか、効率的かつ効果的な広報宣伝、市外からの誘客に資する観光イベントの開催、市民の観光ホスピタリティ意識の醸成、城西国際大学観光学部を交えた「産・学・民・官」の協働体制による本市固有の観光振興策の調査・研究などのソフト事業の充実を図り、市域に存する観光資源の有機的な連携のもと、「通年かつ滞在型」観光への施策を積極的に展開する必要があります。

2 基本方針

観光・リゾートについては、本市のまちづくり全体をリードする核として、体験型、長期滞在型の観光・リゾート拠点の形成に向けた多面的な取り組みを一体となって進めます。

このため、観光振興基本計画の策定のもと、自然・歴史資源や観光・交流関連施設をはじめとする既存観光・交流資源の一層の機能強化・魅力化を進めていくとともに、本市ならではの農林水産資源や健康福祉環境、教育・文化・スポーツ環境などを融合させた新たな観光・交流資源の整備や従来にないメニューの開発を進めます。

また、特色ある観光・交流イベントや祭りの開催、各種大会や合宿、各種ツアーの誘致、さらには市民のホスピタリティ（もてなしの心）の醸成などを図り、観光・交流人口の増加と地域活性化を進めます。

3 施策・事業

●観光振興基本計画の策定

事業等名	概要（担当課等）
観光振興基本計画の策定（重）	観光関係団体及び城西国際大学観光学部との連携により、本市の観光振興の方向と、地域における豊富な資源の具体的な活用策等を定める観光振興基本計画を策定します。 （商工観光課）
誕生寺・鯛の浦周辺地域の活性化の促進（重）	小湊地区の誕生寺・鯛の浦周辺地域の活性化方策を検討するため、基礎調査を実施します。 （商工観光課）

●観光・交流資源の整備充実

事業等名	概要（担当課等）
国・県道等花壇の植栽	国・県道を中心とした主要道路の花壇に年間を通して花の植栽を行います。 （商工観光課）
海岸清掃の推進	ビーチクリーナーを更新し、海岸清掃を定期的、継続的に実施することにより、「海のきれいな鴨川」としてのイメージアップを図ります。 （商工観光課）
温泉事業活性化の支援	温泉組合が実施する宣伝・誘客事業等を支援しながら、温泉事業の一層の振興を図ります。 （商工観光課）
街路灯施設の適正管理	景観の改善と、安全性を確保するため、街路灯施設の適正な管理に努めます。 （商工観光課）
観光案内板の設置	主要な観光拠点施設に観光案内板の設置を図ります。 （商工観光課）
観光公衆トイレの整備	景観と調和した公衆トイレの整備を図ります。 （商工観光課）
海水浴安全対策の推進	海水浴場において、ライフセーバーによる監視を行います。 （商工観光課）
（仮）城崎ビーチサイドパークの整備（重）（再掲）	城崎海岸付近に（仮）城崎ビーチサイドパークを整備します。 （商工観光課）

事業等名	概要（担当課等）
清澄植物園遊歩道の整備 充実（重）	天富神社展望台から清澄寺境内までの遊歩道の改修を図ります。 (商工観光課)

●観光関連情報の総合的かつシステムの発信及び提供

事業等名	概要（担当課等）
観光キャンペーン等の推進	観光関係団体との連携により、友好交流都市等東京近郊において観光キャンペーンと物産展等を実施します。 (商工観光課)
ふるさと大使制度の導入	本市ゆかりの著名人等をふるさと大使として任命し、観光情報等の周知・PRを促進します。 (商工観光課)
メディアを活用した情報 発信の促進	全国的なメディアを活用した観光情報等の発信を図ります。 (商工観光課)
観光ガイドシステムの構築	観光情報等をデータベース化し、観光ガイドシステムの構築を図るとともに、観光ガイドブック及びポスターを更新します。 (商工観光課)

●市外からの誘客に資するイベント等の開催及び誘致

事業等名	概要（担当課等）
観光イベント等の支援	広域的な観光交流を促進するため、既存の観光イベントの充実を図りながら、新たなイベントの開催を推進します。 (商工観光課)
プロ野球キャンプの誘致	北海道日本ハムファイターズの鴨川キャンプを促進・支援するとともに、鴨川を冠する試合の開催を促進します。 (商工観光課)

●21世紀型観光ニーズに即応できる受け入れ体制の整備

事業等名	概要（担当課等）
観光ボランティア等の育成とホスピタリティの醸成の促進	市民の観光ボランティア意識とホスピタリティの醸成を図るとともに、観光を担う人材を育成するため、城西国際大学との連携を図り、公開講座等を開催します。 (商工観光課)

事業等名	概要（担当課等）
観光協会の機能強化の促進	本市観光の中心的な組織である観光協会の事業等を支援するとともに、一層の機能強化を図るため、観光協会の統合を促進します。 (商工観光課)
参加・体験型観光の促進(重)	参加・体験型観光の受け入れに取り組む市民・団体を支援します。 (商工観光課)
(仮) 鴨川市観光ゼミナールの開催(重)	観光振興に関する調査・研究を行うため、城西国際大学観光学部や関係団体、市民との連携により、(仮) 鴨川市観光ゼミナールを開催します。 (商工観光課)
*フィルムコミッションの促進	ロケーション資源を発掘し、データベース化とインターネットを通じた情報発信を図るとともに、エキストラボランティア登録制度により、ロケーション受け入れ体制の確立を図ります。 (商工観光課)

第5節 雇用対策の推進

1 現況と課題

安房地域の有効求人倍率は改善傾向が見られるものの、中高年者や障害者などを取り巻く就職環境は非常に厳しい状況となっています。また、求人形態も従来の正社員型雇用からパート型雇用への移行が進み、新規求人者数の半数以上がパート雇用となっています。

本市では、本庁舎に職業相談室を設置し、主に高齢者を対象として短期の求人情報の提供と職業相談を行っています。今後は、U・J・Iターンを促進し、定住人口の増加を図る観点からも、雇用相談等の充実を図ることが必要です。

一方、若年層の失業率も増加しており、正規社員の雇用が減少し、*フリーターと言われる若年者が増加傾向にあり、*ニートの存在も社会問題となってきたことから、国・県との連携を図りながら、若年層の就職を促進する必要があります。

*フィルムコミッション 映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致するとともに、実際のロケーション撮影をサポートする非営利機関。

*フリーター 15歳以上35歳未満の学生・主婦でない者のうち、パート・アルバイト・派遣等で働いている者及び、働く意思のある無職の者。

*ニート Not in Education Employment or Trainingの略。15歳以上35歳未満の未婚者のうち、就業、就学、または職業訓練を受けていない者。

2 基本方針

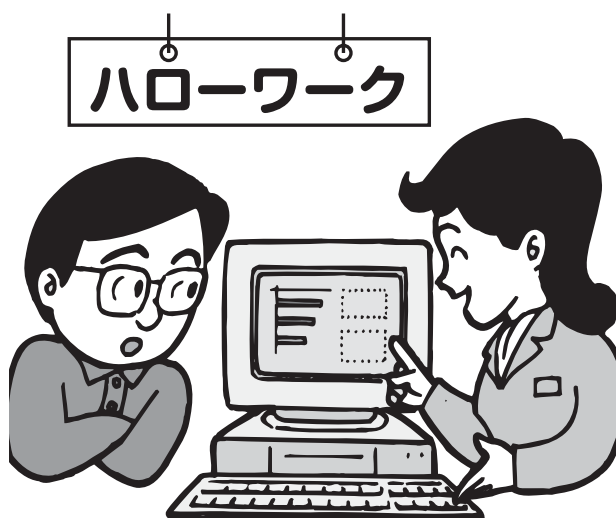
観光・リゾートなど各種の産業振興施策を推進することにより、雇用の場の創出・拡充に努めるほか、U・J・Iターンの促進と地域における雇用相談等の充実を図るため、関係機関との連携により、新たな情報提供・相談体制の整備を図ります。

また、若年層の就職を促進するため、関係機関との連携により、若年層に特化した就職対策を進めます。

3 施策・事業

●関係機関と連携した就職相談、就職情報の収集・提供

事業等名	概要（担当課等）
地域職業相談室の設置（重）	現在の職業相談室に替えて、広く雇用に関する情報提供や相談を行うため、新たに地域職業相談室の設置を図ります。 (商工観光課)
U・J・Iターン希望者向け就職情報等の提供	ハローワークの実施するU・J・Iターン希望者向け職業相談を活用するとともに、インターネットを通じた就職情報の提供を図ります。 (商工観光課)
若者向け就職相談等の実施	県の実施するジョブカフェ千葉を活用し、若者を対象とした出張職業相談の実施を図ります。 (商工観光課)



第4章 創造性あふれる 教育文化の都市

第1節 学校教育の充実

1 現況と課題

本市の幼児教育については、これまで就学前の5歳児を対象とする教育を行ってきましたが、教育内容の充実を図るためには、4歳児からの教育を実施することが必要です。

一方、時間外保育を実施している市内保育所の入所者数に比して、これらを実施していない幼稚園と保育所の入園者等は大幅な定員割れとなっていることから、園児の減少と保護者の多様な就労形態に対応した幼児教育のニーズにきめ細かく対応するためには、施設の統廃合や保育園との一元化等を進めることが必要です。

学校教育については、近年の子ども達の現状を見ると、学力面では学習意欲の低下や家庭学習時間の減少が懸念され、また、子ども達の生活範囲が縮小し、直接体験や生活体験が少なくなり、社会性や公共心の欠如も心配されています。

今後の学校教育においては、基礎的、基本的な学力の定着に加えて、激しい社会の変化に主体的に対応できる能力と創造性の基礎を培うとともに、生涯学習の基礎を培う観点からも、自ら学ぶ意欲と主体的な学習の仕方を身に付けさせる教育が必要です。また、情報化や国際化、食育などに対応した教育課程や教育環境、学校給食の充実を図るとともに、いじめや不登校児童・生徒への対応や障害を持つ児童・生徒が適正に就学できるよう、指導援助や設備の充実を図ることが必要です。さらに、市内には城西国際大学観光学部をはじめとする5大学の大学関連教育研究施設と2高等学校が立地する一方、国際交流をはじめとする諸活動を行う団体も存在することから、大学・高校、地域との連携により教育内容の充実を図るとともに、市民の教育レベルの向上のため、市内の大学への入学を促進することが必要です。

また、本市では中学校4校、小学校12校を設置していますが、築20年以上を経過している学校施設の老朽化が著しい一方、児童・生徒数の減少に伴い、小学校、中学校とも小規模な学校（※）が多くなってきていることから、学校適正規模検討委員会等を設置し、学校の統廃合等を含む適正配置等について検討していますが、今後は、この検討結果を踏まえ、大規模地震にも耐えられる安全な校舎など、学校施設と設備の充実を図っていく必要があります。

※ 平成17年度で、市内小学校においては100人未満の学校が12校中7校あり、この学校においては全ての学年で児童数が20名以下となっています。中学校では、130人未満の学校が4校中2校あります。

2 基本方針

幼児教育のあり方を総合的に検討し、充実させていくとともに、義務教育においては、「総合的な学習の時間」等を活用しながら、基礎・基本の確実な定着はもとより、本市の自然や歴史、地域の人材等を活かした特色ある教育・特色ある学校づくり、国際化、情報化などの課題に対応した教育を一層推進し、次世代を担う創造性と実行性あふれる人材を育成します。

また、少子化に伴う児童・生徒数の減少を勘案し、各学校施設の整備及び適正配置を図り、快適で効果的な教育環境の創出に努めるとともに、特別支援教育の充実、学校給食の充実など、総合的な教育環境の整備を進めます。

さらに、人材育成と活性化を図るため、市内大学施設等及び地域社会との連携強化を促進します。

3 施策・事業

● 鴨川市で学んでよかった、住んでよかったと実感できる学校教育の推進

事業等名	概要（担当課等）
地域を知り、地域で学び、地域を担う子どもたちの育成	将来の鴨川市民を育てる観点に立った、鴨川で育ったことを誇りに思える学校教育の実現を目指します。 ・豊かな教育資源（人材・自然・文化財・偉人）を教材にした授業の推進 (学校教育課)
知・徳・体のバランスのとれた子どもを育成するための地域ぐるみの教育の推進	児童・生徒に、「確かな学力」「豊かな心」「健康でたくましい体」をバランスよく身につけさせるため、家庭や地域・学校が互いに連携し、それぞれの持っている機能を発揮した教育活動を推進します。 ・小中一貫教育の推進 ・学校支援ボランティアの充実 (学校教育課)

事業等名	概要（担当課等）
将来への夢を持たせる教育活動の推進	子どもたちが自分の目標をつかみ、その実現に向けて学校や社会で多様な学習機会が得られるような教育活動を推進します。 ・キャリア教育の推進 ・総合的な学習の時間の活用 （学校教育課）

●幼稚園施設・設備の整備充実及び適正配置・幼保一元化の検討・推進

事業等名	概要（担当課等）
幼保一元化等の推進と施設の整備（重）	長狭地区における幼保一元化の試行結果と幼児教育のあり方に関する検討の結果を踏まえ、幼保一元化等を推進し、一元化等のための施設整備を図ります。 （学校教育課、福祉課）
幼稚園園舎の整備充実	幼児教育のあり方に関する検討結果と幼保一元化等の動向を踏まえ、老朽化等の程度に応じ、幼稚園園舎を整備します。 （学校教育課）

●小・中学校施設の整備充実及び適正配置の検討・推進

事業等名	概要（担当課等）
小・中学校の統廃合の推進と統合施設の整備（重）	学校適正規模検討委員会等における検討結果を踏まえ、小・中学校の統廃合を推進し、統合施設等の整備を図ります。 （学校教育課）
情報教育環境の整備充実	小・中学校のパソコン教室における機器等を計画的に更新します。 （学校教育課）
快適な教育環境の整備	小・中学校の保健室やパソコン教室等に空調設備を整備します。 （学校教育課）
教育備品等の整備充実	普通教室及び特別教室の机、椅子等を計画的に更新するとともに、安房東中学校の教育用公用車を更新します。 （学校教育課）
学校教育施設の耐震化の推進	学校教育施設について、計画的に耐力度調査や耐震診断を行うとともに、この結果に応じた耐震補強または大規模改修を進めます。 （学校教育課）

事業等名	概要（担当課等）
屋外教育環境の整備充実	天津小湊地区小学校のグラウンド整備を図ります。 (学校教育課)
児童・生徒の通学の支援	学校統合等の経緯を踏まえ、市内中学校生徒の通学、遠隔地児童・生徒のバス通学を支援します。また、学校適正配置の動向を踏まえ、早期に公平な通学支援のあり方を検討し、適正化を図ります。 (学校教育課)

●家庭、学校、地域の連携・融合と開かれた学校づくりの推進

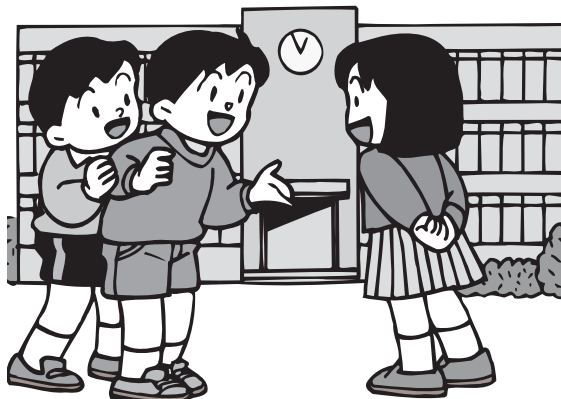
事業等名	概要（担当課等）
学校評議員制度の導入	学校評議員制度を市内全小・中学校で実施します。 (学校教育課)

●学校給食施設の整備充実

事業等名	概要（担当課等）
学校給食施設の統廃合と施設・設備の整備（重）	現在の鴨川給食センターに調理場を統合し、施設・設備を整備します。 (学校給食センター)

●大学との連携促進

事業等名	概要（担当課等）
市内大学への入学の促進（重）	市内大学へ入学する市民に奨励品を交付し、市内大学への進学を促進します。 (市長公室)



第2節 生涯学習の充実

1 現況と課題

本市では、公民館において多様で活発な公民館活動が行われていますが、近年、生涯学習への関心や学習意欲が高まり、新たな知識・技術を習得する機会など多種多様な学習活動の場の充実が要請されています。

今後、こうした多様な学習ニーズに応えていくためには、本市に立地する大学などの教育機関や地域と連携し、学習内容の充実と多様な学習メニューの提供を図ることが必要です。

一方、学習活動や地域活動に利用される生涯学習関連施設としては、市内に11館の公民館と青少年研修センター、わんぱくハウス、嶺岡自然キャンプ場を設置していますが、このうち公民館と青少年研修センターについては、老朽化が進むとともに、現在の設備等で多様な学習ニーズにきめ細かく対応していくことが難しいことから、学校の適正配置の動向を踏まえ、社会教育施設等全般の適切な機能分担を図る中で、老朽化した施設の統廃合を含め、施設のあり方を検討していくことが必要です。

2 基本方針

市民一人ひとりが自発的意志に基づく学習活動を行い、自己実現を図りながら充実した人生を送れるよう、生涯の各期における幅広いニーズに即した学習環境の整備を図ります。

このため、生涯学習推進体制の確立のもと、公民館等の既存施設の整備充実、指導者・ボランティアの活用体制の整備を図るとともに、大学関連教育研究施設等と連携しながら、市民ニーズに即した特色ある学習プログラムの開発と提供を進め、学習機会の拡充に努めます。

3 施策・事業

●生涯学習推進計画の策定

事業等名	概要（担当課等）
生涯学習推進計画の策定	生涯学習に関する総合的な視点から、生涯学習の推進に関する計画を策定します。 (生涯学習課)

●生涯学習関連施設の整備充実

事業等名	概要（担当課等）
公民館の統廃合と生涯学習センターの整備	学校の適正配置を踏まえ、公民館の統廃合を検討し、生涯学習の拠点となる生涯学習センターの整備を図ります。 (生涯学習課)
視聴覚センターの充実	視聴覚センターにおける機器・教材を整備します。 (生涯学習課)

●大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの整備

事業等名	概要（担当課等）
大学等との連携による特色ある学習プログラムの整備（重）	城西国際大学をはじめとする大学等との連携により、特色ある学習プログラムを開発し、市民への提供を図ります。 (生涯学習課)
大学等との交流事業の推進（重）	講演会や実験教室の開催、地域行事への学生の参加の促進など、大学との交流事業を推進します。 (市長公室)

●地域学習・ボランティア活動の支援と家庭教育の推進

事業等名	概要（担当課等）
公民館活動の支援	公民館における地域学習ボランティアの育成を図るとともに、活動を支援します。 (生涯学習課)
家庭教育指導等の推進	家庭教育指導員により、家庭教育に関する指導・相談を行います。 (生涯学習課)
家庭教育学習の充実	家庭教育学級を開講するとともに、子育て学習会を開催します。 (生涯学習課)

第3節 青少年の健全育成

1 現況と課題

近年、情報化の進展や夜型社会の広域化等により、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化し、青少年犯罪の凶悪化・低年齢化や不登校・ひきこもりの増加等、青少年をめぐる問題は深刻化するとともに、多岐にわたっています。

本市では、青少年相談員をはじめ、家庭、学校、地域、団体・関係機関と行政の連携により、青少年の非行を防止し、青少年の健全な育成を図ってきましたが、今後も、地域社会が一体となった取り組みが必要です。

2 基本方針

青少年が本市の担い手として健全に育成されるよう、家庭、学校、地域、関係機関及び行政の相互の連携を強化し、健全な社会環境づくりに向けた各種の活動を推進するとともに、青少年の体験・交流活動や社会活動への参画機会の拡充、青少年団体や指導者の育成に努めます。

3 施策・事業

●青少年健全育成活動の促進

事業等名	概要（担当課等）
青少年の健全育成に関する啓発の推進	青少年健全育成大会などを開催し、青少年健全育成に関する啓発を行います。 (生涯学習課)
ボランティア活動等への参画機会の拡充	青少年の世代間交流、ボランティア活動等への参画機会の拡充を図ります。 (生涯学習課)

●家庭、学校、地域、関係機関・団体、行政が一体となった健全育成体制の整備

事業等名	概要（担当課等）
青少年団体等の育成と地域の連携の強化	青少年相談員の確保を図るとともに、青少年団体等の育成に努めます。また、地域の連携を強化し、非行防止パトロールなどの取り組みを促進します。 (生涯学習課)

第4節 市民文化の振興

1 現況と課題

本市の市民会館については、芸術・文化活動等の発表の場として、また、多くの催しなどにも利用されてきましたが、建物全体の老朽化が激しく、音響などの機能面でも利用者のニーズに十分に応えられなくなっていることから、新たな施設の整備を図ることが必要です。

また、その他の文化関係施設では、図書館、市民ギャラリー、郷土資料館、文化財センターを設置していますが、今後もサービスの向上と展示等の充実を図り、歴史や文化、芸術にふれることの出来る機会を拡充することが必要です。

さらに、市民が、城西国際大学をはじめとする大学等の知的・文化資産にふれることのできる機会を拡充し、大学等との交流を促進することが必要です。

一方、本市には、数多くの歴史的建造物、史跡、民俗芸能、伝統行事などの貴重な文化財があり、これらの調査、保存、展示を行うとともに保全活動等を支援してきましたが、今後もこれらを保全、継承していくためには、文化財の保護活動等を支援していくことが必要です。

2 基本方針

本市ならではの個性と魅力を醸し出す文化の継承・創造を促すため、市民の自主的な芸術・文化活動の活発化を促進していくとともに、多様な芸術・文化に接する機会や活動成果の発表機会の拡充、活動拠点となる複合的な機能を備えた施設の整備や図書館の充実、指導者の確保・育成等に努め、総合的な文化環境の整備を図ります。

また、貴重な文化遺産や歴史風土、郷土芸能、伝統行事、祭りなどの保存・活用を進めるとともに、郷土資料館等の展示・学習施設の整備充実・活用を図り、より多くの人々が本市の歴史や文化にふれあえる機会の提供に努めます。

3 施策・事業

●（仮）文化会館の整備

事業等名	概要（担当課等）
（仮）文化会館の整備（重）	市民会館に替えて、（仮）文化会館の整備を図ります。 （管財課）

●芸術・文化鑑賞機会、発表機会の拡充

事業等名	概要（担当課等）
大学等との連携による展示会等の開催（重）	大学等の有する知的・文化資産の展示会等の開催を図ります。 （市長公室、文化振興課）

●各種芸術・文化団体の育成・支援

事業等名	概要（担当課等）
芸術・文化団体の活動の促進	芸術・文化団体の活動を支援するとともに、指導者の育成を図ります。 （文化振興課）

●図書館の充実

事業等名	概要（担当課等）
図書資料の整備充実	市民のニーズに即した図書資料を計画的に整備します。また、県立図書館をはじめとする図書館と連携し、市民が閲覧できる図書資料の拡充を図ります。 （文化振興課）

●指定文化財の保存調査と適正保護の推進

事業等名	概要（担当課等）
文化財保護活動の支援と適正保護の推進	文化財の保護に取り組む団体を支援します。また、文化財の調査を進め、適正な保護を進めます。 （文化振興課）

●市史の編さん、史・資料調査と保存・活用

事業等名	概要（担当課等）
史・資料の保存と市史の編さん	古文書資料を収集・整理、保存し、市史の編さんを進めます。 （文化振興課）

第5節 市民スポーツの振興

1 現況と課題

本市では、スポーツの拠点施設として、野球場、ソフトボール場、文化体育館、陸上競技場、サッカー場からなる総合運動施設を設置していますが、これらは、北海道日本ハムファイターズのキャンプの他、さまざまな大会や合宿などに利用されてきました。また、社会体育施設の設置や学校体育施設の開放により、市民に身近なスポーツ施設の充実を図ってきました。

一方、総合型地域スポーツクラブを中心として、市民主導によるスポーツ活動も活発に行われてきましたが、これに伴い、多様かつ専門的なニーズが生じてきています。

今後は、これらのニーズに対応し、総合運動施設をはじめとする体育施設の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動の充実や指導体制の確立を図ることが必要です。

さらに、平成21年には全日本ボクシング大会が、また、平成22年には国体競技が本市を会場として開催される予定であることから、円滑な開催に向け、受け入れ体制を整備することが必要です。

2 基本方針

市民一人ひとりがスポーツに気軽に親しみ、健康の維持・向上が図られるよう、またスポーツ観光都市として観光客等のニーズに応えられるよう、既存スポーツ施設の整備充実に努めるとともに、スポーツクラブの育成や指導者の養成、スポーツ教室・大会の充実など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の充実に努めます。

また、平成22年の第65回国民体育大会をはじめとする大会・競技の開催や誘致に向けた受け入れ体制を整備し、市民のスポーツに対する意識の高揚を図ります。

3 施策・事業

●スポーツ施設の整備充実

事業等名	概要（担当課等）
スポーツ施設の整備充実	学校の適正配置を踏まえ、総合運動施設に関する全体計画を策定し、総合体育館や弓道場など、スポーツ施設の整備充実を図ります。 (スポーツ振興課)

●総合型地域スポーツクラブの育成・支援

事業等名	概要（担当課等）
総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツ・レクリエーションの普及を図るため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。 (スポーツ振興課)

●国体等の受け入れ体制の整備

事業等名	概要（担当課等）
国体等の開催に向けた受け入れ体制の整備	全日本選抜ボクシング大会、国民体育大会競技の開催等に向けた受け入れ体制を整備します。 (スポーツ振興課)

第6節 国際交流・地域間交流の推進

1 現況と課題

本市では、主に国際姉妹都市アメリカ合衆国ウィスコンシン州マニトワック市との間で市職員・教職員の研修派遣、中学生・高校生の相互派遣を行うとともに、中国海南省三亜市との間で交流活動を行ってきました。また、市長公室にCIR（国際交流員）を配置し、市内在住外国人に対する情報提供や国際交流事業など、国際性を重視した取り組みを進めています。

学校教育では、市内の各小・中学校へALT（外国語指導助手）を派遣するとともに、幼稚園にも外国人英語講師を派遣し、幼少期から生きた英語にふれる機会を設け、国際理解教育を進めています。

一方、本市における地域別の外国人登録ではアジアの国々が多数を占めていることから、今後は、英語圏の国々だけでなく、アジアの国々との交流を促進することが必要です。また、市内在住の外国人に対する緊急時・災害発生時の対応策のほか、日常生活で必要な情報について、外国語によるきめ細かな情報提供を図っていくことが必要です。

民間の国際交流については、鴨川市国際交流協会等を中心に、国際姉妹都市等との市民訪問団の相互派遣や音楽・文化交流などが進められる一方、市内在住外国人のための日本語教室や交流会など、草の根レベルでの交流が進められ、市民の国際理解の醸成に貢献してきましたが、今後この活動を促進していくことが必要です。

国内の姉妹都市等については、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区、千葉県君津市や埼玉県

さいたま市と友好交流都市等の関係にあり、産業、消防、教育等、さまざまな交流活動を行ってきましたが、今後も、豊かな自然環境や歴史文化的環境、農林水産資源をはじめとする本市の地域資源を活用しながら、さまざまな分野での交流を促進することが必要です。

2 基本方針

一体的な国際交流推進体制の整備のもと、アメリカ合衆国ウィスコンシン州マニトワック市との国際姉妹都市交流等を一層推進するとともに、まちづくりへの外国人の参画機会の拡充など、開かれたまちづくりを進めます。

同時に、豊かな自然環境や歴史文化環境、農林水産資源をはじめとする本市の地域資源を活用し、東京都荒川区、山梨県身延町や君津市をはじめとする国内他市区町村との交流活動を展開します。

3 施策・事業

●国際姉妹都市交流をはじめとする多様な国際交流活動の促進

事業等名	概要（担当課等）
国際交流活動の支援	民間の国際交流団体が行う国際交流活動等を支援します。 (市長公室)
青少年海外派遣の推進	国際姉妹都市マニトワック市との中学生・高校生の相互派遣を行います。 (生涯学習課)

●市内在住外国人の生活利便性の向上

事業等名	概要（担当課等）
外国語による情報提供の推進	民間国際交流団体との連携により、外国語による情報誌を提供するとともに、各種刊行物等の外国語併記を図ります。 (市長公室等)

●国内姉妹都市等との交流活動の推進

事業等名	概要（担当課等）
友好交流都市等との交流の推進	物産展などのイベント等を通じ、友好交流都市等との交流を推進します。 (商工観光課)

第5章 うるおいのある 健康福祉の都市

第1節 保健・医療の充実

1 現況と課題

食生活の多様化、生活環境の変化等により、中高年層を中心とする生活習慣病の増加、ストレスによる健康への影響等の諸問題が生じてきています。

本市では、市民を対象に総合検診や各種がん検診を実施し、生活習慣病等の早期発見、早期治療による健康保持に努めるとともに、寝たきり、認知症を一人でも少なくし、快適な老後を送ることができるよう、高齢者の健康保持のために健康教室、健康相談を実施しています。

今後は、各種予防事業の一層の充実を図るとともに、本市の自然環境を活かし、健康と観光を結びつけた新たな健康づくり施策が必要です。

市立国保病院については、2次救急医療の指定を受け、地域医療と介護事業を実施していますが、本市の医療環境に鑑み、病院のあり方を再検討することが必要です。

2 基本方針

健康づくりや福祉に関わる総合的な指針づくりのもと、保健・医療・福祉・教育の連携を強化し、市民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりを総合的に促進します。

また、安心して出産・子育てができる母子保健体制の充実をはじめ、生活習慣病予防・介護予防に重点を置いた老人保健の充実など、人生の各期に応じた保健サービスの充実に努めます。

さらに、市内に数多く存在する医療機関との連携や広域的連携を強化し、地域医療体制の一層の充実を図ります。

3 施策・事業

●保健・福祉等に関する総合的な計画の策定

事業等名	概要（担当課等）
保健・福祉等に関する総合的な計画の策定（重）	保健・福祉等に関する総合的な計画を策定し、だれもが健康を増進し、生涯にわたって住みたいと思えるまちづくりを進めます。 (健康管理課、福祉課)

●保健サービスの充実

事業等名	概要（担当課等）
生活習慣病予防対策の推進	各種健康診査をはじめ、機能訓練・健康相談・健康教育・訪問指導等健康6事業を行います。 (健康管理課)
母子保健事業の推進	乳幼児の健康診査を行うとともに、各種相談・診察・指導、母子手帳の交付等を行います。 (健康管理課)
歯科保健事業の推進	成人歯科検診を行うとともに、イベント等を通じ、歯の健康づくりに関する啓発を行います。 (健康管理課)
予防接種の促進	各種予防接種を行うとともに、接種率の向上を図ります。また、健康被害発生時の対応として、予防接種健康被害調査委員会を設置します。 (健康管理課)
自主的な健康づくりの支援	はり・きゅう・マッサージ施術利用を支援します。 (健康管理課)

●地域における健康づくり組織の育成・支援

事業等名	概要（担当課等）
食生活改善の促進	食品衛生等に関する事業を支援するとともに、食育に関する啓発を行います。 (健康管理課)
健康づくり活動の促進	日常の生活圏域において、保健福祉団体やボランティアとの連携により、イベントや研修会等を行います。 (健康管理課)

●保健・医療に関する情報ネットワークの構築

事業等名	概要（担当課等）
保健・医療に関する情報ネットワークの構築	医療・介護・保健・福祉等に関する相談業務や手続窓口の一元化を図ります。 (健康管理課)

●市立国保病院の充実

事業等名	概要（担当課等）
市立国保病院の充実	地域医療機関等として果たすべき役割を検討し、必要な設備等の整備を図ります。 (国保病院)

●救急・休日・夜間の医療体制の充実

事業等名	概要（担当課等）
救急・休日・夜間医療の充実	安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域的に救急・休日・夜間医療体制の充実を図ります。 (健康管理課)

第2節 地域福祉の充実

1 現況と課題

高齢社会が到来し、高齢者の介護にあたる家族の高齢化も予測される一方、高齢者と子ども世帯とが別居する傾向が強くなるなど家族の変化が進んでおり、介護や子育てなどを家族で支える機能の低下が問題となっています。

今後、地域が福祉に関する役割を担っていくためには、市民一人ひとりが、社会をともに担う一員として積極的に社会に参加していく必要があります。また、こうしたボランティアやNPOなど、自発的・主体的な活動を行う市民・団体等との協働により、地域福祉の充実を図ることが必要です。

2 基本方針

すべての市民が地域で支え合い助け合いながら共に生きることができるよう健康づくりや福祉に関わる総合的な指針づくりのもと、中核的役割を担う社会福祉協議会や民生・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の福祉活動を積極的に育成・支援していくとともに、福祉教育や啓発活動を通じた住民参画型の地域福祉推進体制の確立に努めます。

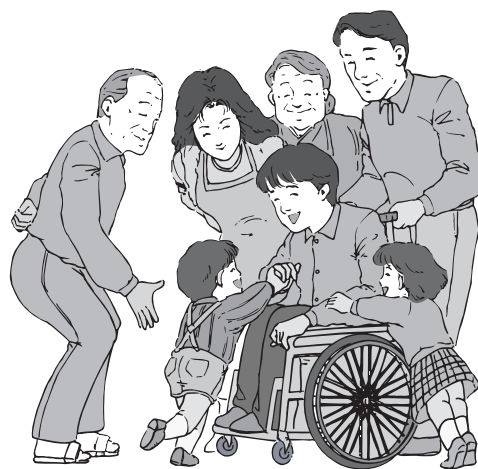
3 施策・事業

●福祉ボランティアの養成

事業等名	概要（担当課等）
地域福祉を担う人材・団体の育成	ボランティア養成講座や研修会を開催するとともに、民生・児童委員により、ボランティアに関する啓発や相談等を行います。 (福祉課)

●社会福祉協議会事業の促進

事業等名	概要（担当課等）
社会福祉活動の支援	地区社会福祉協議会等が行う福祉教育・啓発活動など、社会福祉活動を支援します。 (福祉課)



第3節 子育て支援の充実

1 現況と課題

旧市の*合計特殊出生率は1.13、旧町では1.09と、国の1.29、千葉県の1.20と比較して大幅に下回っており（いずれも平成15年の数値）、また、15歳未満人口（年少人口）比率も、全国平均と県平均を下回っています。

本格的な少子社会の到来は、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与える懸念があることから、次世代育成支援対策推進法が定められ、本市においても、同法に基づく行動計画を平成17年3月に策定し、次世代育成支援対策の総合的な展開を図っていますが、今後も、社会全体で子育てを支援し、子供を安心して生み育てられる環境づくりを進めていく必要があります。

一方、保育所については、市内に12施設を設置していますが、時間外保育を実施している保育所の入所者数に比して、これらを実施していない保育所と幼稚園の入所者等は大幅な定員割れとなっていることから、幼児の減少と保護者の多様な就労形態に対応した保育のニーズにきめ細かく対応するためには、幼稚園との一元化等を進めるとともに、子育て支援の観点から、早朝保育、延長保育、預かり保育などの充実を図ることが必要です。

深刻な社会問題となっている児童虐待への対策については、家庭児童相談室を設置し、家庭相談員による相談・指導を行っています。児童福祉法の改正に伴い、平成17年度から市が要保護児童に関する情報を一元的に管理し、相談・通告窓口となっています。

ひとり親家庭については、平成16年に県が行った母子家庭に関する調査では、生活状況が苦しいと答えている世帯が約8割あり、母子家庭になった直後は勤労収入のほかに児童扶養手当や預貯金により生計を立てている状況となっていることから、ひとり親家庭の経済的安定と自立した生活の確立のための支援が必要です。

2 基本方針

次世代育成支援地域行動計画に基づき、関係機関・団体が一体となって、家庭や地域の子育て機能を支える環境づくりを総合的に進めます。

このため、保育所施設、サービスの充実や幼保一元化の検討、推進による保育体制の充実をはじめ、母子保健サービスの充実など、多面的な取り組みを推進します。

また、ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら各種の支援を推進します。

* 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。女子が一生のうち平均何人の子供を産むかを示す数値。

3 施策・事業

●子育て支援施設の整備

事業等名	概要（担当課等）
地域子育て支援センターの整備（重）	在宅の子育て家庭のふれあいの場を提供するとともに、子育ての相談指導や情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うため、地域子育て支援センターを整備します。 （福祉課）
つどいの広場の開設	子育て家庭が気軽に集い、交流し、育児相談や育児に関する情報を得るための機会を身近な地域で確保するため、つどいの広場の開設を図ります。 （福祉課）

●幼保一元化等の検討・推進、保育所施設の整備充実と保育サービスの充実

事業等名	概要（担当課等）
幼保一元化等の推進と施設の整備（重）（再掲）	長狭地区における幼保一元化の試行結果と幼児教育のあり方に関する検討の結果を踏まえ、幼保一元化等を推進し、一元化等のための施設整備を図ります。 （学校教育課、福祉課）
保育所施設の整備	老朽化している保育所施設について、幼保一元化等の動向を踏まえ、改修を図ります。 （福祉課）
保育サービスの充実	拠点保育所において延長保育を行うとともに、一部の保育所において一時保育を行います。また、幼保一元化等の動向を踏まえ、時間外保育等のサービスの充実を図ります。 （福祉課）

●学童保育の充実促進

事業等名	概要（担当課等）
学童保育の充実促進	放課後児童の保育を行う団体を支援します。 （福祉課）

●児童虐待の防止・解消対策の推進

事業等名	概要（担当課等）
家庭児童相談室の設置	家庭児童相談室を設置し、家庭相談員による相談・指導等を行います。 (福祉課)

●子育て家庭の経済的な支援の推進

事業等名	概要（担当課等）
児童手当の支給	小学校修了までの児童を養育する保護者に児童手当を支給します。 (福祉課)
乳幼児医療費の助成	乳幼児医療の保護者負担を軽減するため、乳幼児医療に要する費用の一部を助成します。 (福祉課)
出産祝金の支給	第3子以降の出生に祝金を支給します。 (市民生活課)

●ひとり親家庭等への経済的な支援の推進

事業等名	概要（担当課等）
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給します。 (福祉課)
ひとり親家庭等の医療費等の助成	ひとり親家庭等に医療費等の一部を助成します。 (福祉課)



第4節 高齢者施策の充実

1 現況と課題

平成12年国勢調査結果に基づく本市の65歳以上人口（旧市町の合計）は10,263人、65歳以上人口の比率は27.3%で、全国平均と県平均を上回っており、今後も高齢化が進むことが予測されます。

介護保険については、全国的にも、保険給付費の急激な伸びが国と地方自治体の財政を圧迫する一方、被保険者の介護保険料の高騰につながるとともに、介護サービスの提供内容が要介護状態の軽減や悪化の防止につながっていないという課題があることから、介護保険制度が改正され、平成18年度から介護予防重視型システムへの転換などが図られることとなっています。

このため、本市では、既存事業（老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター事業）を再編し、制度改正に則した運営と施設・居住サービスの充実を図ることが重要な課題となっています。また、ひとり暮らし高齢者を支援するとともに、高齢者の健康づくり活動等を行う団体の活動を支援していますが、高齢者の健康維持のため、今後も支援を継続することが必要です。

2 基本方針

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、計画的に介護保険を運営するとともに、介護サービスや施設等の充実を図ります。

また、既存事業を再編し、新たに設置する地域包括支援センターを中心として地域支援事業を実施するとともに、介護サービス事業者と連携し、新制度の円滑な運営と介護サービスの適正化に努めます。

さらに、ひとり暮らし高齢者や、高齢者の社会参加と介護予防等に資する活動を支援するとともに、多年にわたり地域に貢献した高齢者を敬愛する敬老事業を推進します。

3 施策・事業

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

事業等名	概要（担当課等）
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定	介護保険制度の改正を踏まえ、本市における介護保険サービスの必要量を見通すとともに、これに応じたサービスを確保するため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を策定します。 (健康管理課)

●介護保険サービスの適正化

事業等名	概要（担当課等）
介護保険の運営	介護保険制度の改正に対応し、介護保険を適正に運営します。 (健康管理課)
地域支援事業の推進（重）	地域包括支援センターを設置し、高齢者等を対象に効果的な介護予防サービスを提供するとともに、高齢者の総合的な支援等を行います。 (健康管理課)

●老人クラブ活動の促進

事業等名	概要（担当課等）
老人クラブ活動の促進	老人クラブ等が高齢者の社会参加や健康づくり等のために行う活動を支援します。 (健康管理課)

●シルバー人材センターの有効活用

事業等名	概要（担当課等）
シルバー人材センターの活用（重）	シルバー人材センターが高齢者の就業機会確保のために行う事業を支援します。 (健康管理課)

●高齢者保健・福祉・介護関連施設の整備充実の促進

事業等名	概要（担当課等）
高齢者保健・福祉・介護関連施設整備の促進	地域に密着する介護保険施設や介護予防拠点施設等の施設整備を促進します。また、小湊中学校跡地を活用し、高齢者福祉施設等の整備を図ります。 (健康管理課等)
養護老人ホームの整備充実	指定管理者制度の導入を含め、管理・運営方法を検討した上で、介護保険に対応した施設整備を図るとともに、介護の充実に努めます。 (養護老人ホーム)

●ひとり暮らし高齢者の支援

事業等名	概要（担当課等）
緊急通報システムの整備等	ひとり暮らしの高齢者世帯等に緊急通報システムを整備するとともに、訪問協力員による安否確認を行います。 (健康管理課)

●敬老事業の推進

事業等名	概要（担当課等）
敬老事業の推進	一定年齢に達したお年寄りに祝品等を贈呈します。 (健康管理課)



第5節 障害者施策の充実

1 現況と課題

平成15年4月に身体障害者及び知的障害者を対象に導入された支援費制度により、利用者が自ら福祉サービスを選択でき、多くの障害者がさまざまな福祉サービスを利用できるようになりましたが、この制度の対象者には精神障害者が含まれていない等の問題があることから、一つの制度によってすべての障害者サービスを提供することを目指し、自立支援を中心とした新たな制度への移行が行われようとしています。

本市の障害者数は増加傾向にあることから、今後は、新たな障害者福祉制度へ対応するための体制を整備するとともに、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

2 基本方針

精神障害者や難病患者も含めた障害者の"完全参加と平等"の実現のため、障害福祉計画の策定のもと、啓発・広報活動や交流活動等を通じて障害者に対する市民の理解と認識を深めていくとともに、総合的な相談・情報提供体制の整備や、保健・医療サービスの充実、自立支援を中心とした福祉サービスの充実を進めます。

また、雇用機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー化など、あらゆる分野で障害者に配慮した施策の推進に努め、*ノーマライゼーションとりハビリテーション（人生のあらゆる段階で一人の人間として享受できる権利の復権を目指す考え方）の理念に立脚したまちづくりを進めます。

3 施策・事業

●障害福祉計画の策定

事業等名	概要（担当課等）
障害福祉計画の策定	福祉サービスの必要量を見通すとともに、これに応じたサービスを確保するため、障害福祉計画を策定します。 (福祉課)

* ノーマライゼーション 高齢者や障害者などを特別視して隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

●総合相談・情報提供体制の整備

事業等名	概要（担当課等）
総合相談・指導体制の整備	保健師等による専門的な指導や、就労支援を含めた総合的な相談・指導体制の整備を図ります。 (福祉課)

●障害者を対象とした保健・医療・福祉サービスの充実

事業等名	概要（担当課等）
在宅福祉サービスの推進	ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの利用費用の一部を支給するとともに、日常生活用具等の給付を行います。 (福祉課)
経済的支援の推進	医療費の助成や、特別障害者手当等各種手当を支給します。 (福祉課)
新たな障害者福祉制度の推進体制の整備	障害者福祉システムを導入し、新たな障害者福祉制度の公平・正確な運営を図ります。 (福祉課)
施設サービスの推進	常時介護を必要とする障害者に対して施設への入所により更正や養護を提供し、また自立を目的としている障害者に対して入所による訓練を提供します。 (福祉課)

●障害者が地域で生活するための関連施設利用の促進

事業等名	概要（担当課等）
地域生活の支援	*グループホームなど、地域で生活するための施設利用を支援します。 (福祉課)

●障害者の社会参加の促進

事業等名	概要（担当課等）
社会的就労の促進	福祉作業所を運営し、障害者の一般就労に向けた支援等を行うとともに、小規模福祉作業所や共同作業所を支援します。 (福祉課)

* グループホーム 知的障害のある人が数人集まり、同居もしくは近くに居住する世話人の手助けを借りつつ、住宅で自立して共同生活すること。

事業等名	概要（担当課等）
移動・コミュニケーション等の支援	福祉タクシー利用の助成、難聴者向けの「声の広報」の製作、補装具の給付、手話奉仕員の養成などにより、障害者の移動やコミュニケーションを支援します。また、障害者福祉関連団体による障害者支援活動を支援します。 (福祉課)

●バリアフリー化のまちづくりの推進

事業等名	概要（担当課等）
バリアフリー化のまちづくりの推進	障害者の自立と社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリー化を推進します。 (福祉課等)

第6節 社会保障の充実

1 現況と課題

本市における生活保護については、景気の低迷などに伴って生活保護率が上昇している一方、高齢者世帯の増加や、疾病等による入院の長期化傾向に伴って生活相談も増加していることから、今後は、関係機関等との連携により、要保護者の福祉サービスに対する需要の増大等に対応した生活相談を行うとともに、生活状況の把握に努め、生活の安定と社会的自立に向けた支援を適切に行っていくことが必要です。

国民健康保険については、国において医療保険の抜本的改革が議論され、新たな老人医療制度の創設が検討されるなど、医療保険制度全体が過渡期を迎えている状況にあります。

本市の国民健康保険については、近年、被保険者数はほぼ横ばいである一方、医療給付費は大幅に伸び、国民健康保険税（料）は減少傾向にあることから、厳しい財政運営を強いられています。老人医療については、平成14年度の制度改革により対象年齢が70歳から75歳へ引き上げられたことから、対象者数、費用額とも減少していますが、今後の制度改革と高齢化の状況によっては、老人医療費の増高も予測されます。

今後も市民に適正で良質な医療を提供していくためには、国における医療保険制度改革の動向に留意しながら、健全な国民健康保険財政を維持するとともに、適切かつ妥当な医療費の給付を維持していくことが必要です。

国民年金については、市町村の事務は免除申請などの窓口業務に限られますが、国における年金制度の動向を踏まえ、今後も、特に若年者の国民年金制度に対する理解の促進と申請免除制度等の周知を図ることが必要です。

2 基本方針

関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実を図るとともに、生活保護制度の適正な運用に努めます。

また、市民の健康の保持、福祉の増進を図るため、医療給付事業の適切な運用に努めます。

さらに、厳しい財政状況にある国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進に努めるほか、国民年金制度に関する市民の理解と認識を深めていきます。

3 施策・事業

●低所得者に対する各種援護制度の周知及び適正運用

事業等名	概要（担当課等）
生活相談、指導相談の充実	民生・児童委員や関係機関と連携し、各種情報提供と生活相談、指導相談を行います。 (福祉課)
生活保護制度の適正運用	生活扶助や医療扶助等の支給など、生活保護制度の適正な運用を図ります。 (福祉課)

●各種医療給付事業の周知及び適正運用

事業等名	概要（担当課等）
国民健康保険被保険者証のカード化	被保険者証のカード化と個人ごとの発行を図ります。 (市民生活課)

●医療費の適正化と健康増進施策の充実

事業等名	概要（担当課等）
医療費適正化対策の推進	国民健康保険と老人医療について、医療費の適正化のため、専門の民間業者によるレセプト点検を行います。 (市民生活課)
人間ドックの利用助成	国民健康保険被保険者に短期人間ドック利用費用の一部を助成します。 (市民生活課)
国民健康保険高額医療費等の貸付	国民健康保険被保険者に高額療養費と出産に必要な資金の貸付を行います。 (市民生活課)

第6章 みんなで創る 協働・自立の都市

第1節 新時代のコミュニティ形成

1 現況と課題

本市の地域コミュニティ（近隣共同社会）は、地縁関係を基盤とした自治会（区、隣組等）が形成されていますが、従来からの少子・高齢化や個人の価値観の変化等に伴い、コミュニティの維持が懸念される状況にあります。

このため、地域コミュニティの活動拠点である集会施設については、施設の維持が困難な状況にあることから、旧市では、地域コミュニティが自主運営、自主管理する施設の整備等を支援し、旧町においては地域へ維持管理を委託してきました。

一方、市内では、福祉や環境等の特定の課題や地域の課題等の解決を目指して活動するボランティアやNPO等が存在し、中には限られた地域でコミュニティを補完する活動を行う団体もあることから、全国的にも、新たに地域の主体を担う組織としての役割が高まってきています。

このため、今後は、集会施設整備等の支援のほか、地域に存在する多種多様な活動主体の横断的な連携を促進することが必要です。

また、大学の学生等、新市民が地域のコミュニティに溶け込んでいけるよう、大学や学生に対する市民の理解を深めていくことが必要です。

2 基本方針

新たな時代の市民のまちづくり、地域からのまちづくりを進めるため、身近な活動拠点となる集会施設の整備充実や自主管理・運営の促進、個性あるコミュニティづくり、自らの地域計画づくり等に対する支援の推進など、地域の工夫による自立したまちづくりが自主的、主体的に展開できる環境づくりを図り、地方分権社会に対応できる新時代のコミュニティ形成を促進します。

また、大学や学生に対する市民の理解を促進し、地域と大学等との融和を図ります。

3 施策・事業

●コミュニティ施設の整備充実及び自主管理、自主運営の促進

事業等名	概要（担当課等）
コミュニティ施設の整備充実	地域コミュニティが行う集会施設整備を支援します。 (市民生活課)

●特色ある活動、個性あるコミュニティづくり等への支援体制の整備

事業等名	概要（担当課等）
自主的、主体的な地域づくり活動の支援	自主的、主体的に地域づくり事業を行う団体を支援します。 (市民生活課)

●大学や学生に対する市民理解の促進

事業等名	概要（担当課等）
大学等に対する市民理解の促進（重）	大学と地域の融和を図るため、大学に関する情報提供を進め、大学と学生に対する市民の理解を促進します。 (市長公室)

第2節 住民と行政との協働のまちづくりの推進

1 現況と課題

市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市民をはじめとする多種多様な団体等と行政のパートナーシップを構築することが必要です。

このため、市民にとって、より見やすく、利用しやすい広報紙づくりと市ホームページなどによる迅速な情報提供に努めるなど、広報の充実を図るとともに、「市民相談室」、「市長への手紙」や、各種懇談会・施設見学会、市ホームページなどを通じて市民の声の把握に努め、広聴活動の充実を図ることが必要です。

また、個人情報の保護を前提として情報公開を進めるとともに、市民と行政との協力体制を整備し、市民との信頼・協力関係を構築することに加え、市民の自主的、自発的な活動を促進することが必要です。

2 基本方針

市民の参画と協働によるまちづくりを一層推進するため、市民と行政とのパートナーシップの強化を図ります。

このため、ホームページの活用をはじめ、広報紙の発行など、広報・広聴機能の充実を図ります。

また、円滑な情報公開の推進を図るとともに、さまざまな機会を通じてまちづくりに関わる情報の提供や意識啓発などに努めます。

3 施策・事業等

●広報紙等の発行

事業等名	概要（担当課等）
広報紙の発行	広報紙「広報かもがわ」を発行するとともに、市民の利便性向上の観点から発行回数等の見直しを図ります。 (市長公室)
市勢要覧の発行	市勢要覧を発行し、本市の自然・歴史・産業などを写真とともに紹介します。 (市長公室)

●ホームページ等による広報・広聴活動の推進

事業等名	概要（担当課等）
ホームページによる広報・広聴の推進	ホームページを活用し、多様な情報を迅速に提供するとともに、電子メールなどによる広聴活動を進めます。 (市長公室)
映像情報提供システムの整備	ホームページを通じて映像情報を提供するため、映像情報提供システムの整備を図ります。 (市長公室、総務課)

事業等名	概要（担当課等）
市民相談室の設置	市民相談室を設置し、市民相談員による相談業務を行います。 (市長公室)
*パブリックコメント制度の導入	パブリックコメント制度を導入し、さまざまな計画策定等の過程で市民から広く意見等を募り、計画等に反映させる共通の仕組みを構築します。 (総務課)

●情報公開・個人情報保護の推進

事業等名	概要（担当課等）
情報公開・個人情報保護の推進	情報公開条例と個人情報保護条例を適正に運用し、情報公開と個人情報保護を推進します。 (総務課)

●行政協力体制の整備

事業等名	概要（担当課等）
市政協力員の設置	区、町内会、隣組等区域を定めた自治的組織ごとに市政協力員を設置します。 (市民生活課)

●まちづくり団体、ボランティア活動等への支援

事業等名	概要（担当課等）
市民活動支援総合窓口の開設（重）	市民活動支援総合窓口を開設し、市民、NPO等への情報提供、相談業務を実施します。 (市民生活課)

*パブリックコメント制度 計画策定等を行う際に、事前に計画等の案を公表して、市民などから意見を募集し、計画の策定等に反映させていくもの。

第3節 男女共同参画社会の形成

1 現況と課題

男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法などの法律や制度面では男女平等の条件が整いつつありますが、未だに男女の役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などが残っています。

一人ひとりが個性豊かに生活をしていくためには、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合う男女共同参画社会の形成への取り組みが必要です。

また、DV（ドメスティックバイオレンス＝配偶者等からの様々な暴力）については、近年、被害が顕在化してきていることから、DV相談などにより被害の早期把握に努めるとともに、被害者の安全の確保と経済的な安定を図ることが必要です。

2 基本方針

男女が社会の構成員としてあらゆる分野において対等な立場で参画し、主体性を持った生き方ができるよう男女共同参画社会の形成を進めます。

3 施策・事業等

●男女共同参画計画の策定

事業等名	概要（担当課等）
男女共同参画計画の策定（重）	男女共同参画施策の総合的、体系的な展開を図り、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画計画を策定します。 (企画財政課)

●男女共同参画に関わる市民啓発の推進

事業等名	概要（担当課等）
男女共同参画に関わる市民啓発の推進	男女共同参画に関する講演会等の開催や、DV対策を含む男女共同参画関連情報の提供など、市民啓発を推進します。 (企画財政課、生涯学習課)

●DV被害者の相談・支援体制の整備

事業等名	概要（担当課等）
DV被害者の相談・支援体制の整備	関係機関との連携によりDV相談とDV被害者の支援を行うとともに、相談・支援体制の確立を図ります。 (企画財政課、福祉課)

第4節 効率的な自治体経営の推進

1 現況と課題

本市は平成17年2月11日に旧市町の合併により誕生しましたが、合併によるメリットを最大限に活かすとともに、市民と行政が一体となった行政運営を実現し、効率的に行政を運営していくため、平成17年度に行政改革大綱を策定し、新たな視点に立って改革を推進することとしています。

民間との関係では、*指定管理者制度の導入や、*PFIによる公共施設の整備・運営など、行政サービスの「官から民へ」の制度的環境が整ってきていることから、民間との役割分担を見直すとともに、サービス水準と費用対効果の観点から民間活力の導入を図り、効率的な経営を進めていくことが必要です。

また、職員の適性配置と適切な定員管理、職員の資質の向上に加え、弾力的な人事・組織の運用と成果を重視した経営管理を進め、経営資源を効果的・効率的に活用していくことが必要です。行政事務については、ホスト系、情報系のシステムと単体のシステムを併用し、効率的な事務処理を図っていますが、社会全体で情報化が進展する中、公的個人認証基盤など、ネットワークを介した行政手続を行う上での基礎的な基盤整備が既に完了していることから、申請や届出等の電子化へのニーズに対応するため、サービス水準と費用対効果の観点から業務の電子化を進め、電子市役所を構築していくことが必要です。

広域行政については、安房郡市広域市町村圏事務組合、鴨川市南房総市環境衛生組合、南房総広域水道企業団等を組織し、常備消防や火葬場、ごみ処理などの共同運営と広域水道事業を行っ

*指定管理者制度 それまで地方公共団体やその外部団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社・民間業者などの団体にもさせることができるというもの。

*PFI Private Finance Initiativeの略。
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

てきましたが、今後は、サービス水準と費用対効果の観点から広域行政の枠組みや業務等の見直しを図りながら広域行政を推進していく必要があります。

財政については、計画的な財政運営と、経費の節減合理化や自主財源の確保により財政構造の健全化を図るとともに、経営資源の一つである財源を効果的・効率的に配分するための新たな予算編成方法等を検討しながら、有効な財政分析と財務諸表の作成・公表を行うなど、経営管理機能を強化していく必要があります。

2 基本方針

行政改革大綱等のもと、行政組織・機構や事務事業の見直し、電子市役所の構築、職員の意識改革と能力開発など、行政改革を計画的、段階的に進めます。

また、周辺自治体との連携のもと、広域行政を推進します。

さらに、中・長期的な財政状況を展望し、あらゆる分野における経費の節減合理化や自主財源の確保・拡充に努めるとともに、*バランスシート（貸借対照表）などの財政分析、評価手法を導入しながら、計画的、効率的な財政運営を推進します。

3 施策等

●行政改革大綱等に基づく改革の推進

行政改革大綱において計画した事項を実効あるものとしていくことを基本とし、積極的に改革を推進していきます。（総務課）

●行政組織・機構改革の推進

各担当部署における事務内容を検証するとともに、社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応できる行政組織の構築に向け、組織の統廃合も含め常に見直しを実施していきます。

また、市内に設置されている公共施設のうち、老朽化の進んだ施設、事業目的を完了した施設、同様の目的で設置されている施設の統廃合を検討し、実行していきます。

附属機関等については、真に必要なものかを精査し、必要に応じて廃止又は統合を図るなど、常に見直しを実施していきます。（総務課）

●事務事業の外部委託化と効率化の推進

定型的業務を含めた事務事業全般にわたって委託の可能性を検証し、民間に委託することによりメリットが生じる業務については、民間への委託を積極的に推進していきます。

また、公の施設の経営のあり方について検証し、指定管理者制度の導入が可能な施設については積極的に制度の導入を図るとともに、公の施設における事務事業のあり方についても検証し、市が実施する意義の薄れている施設等の民営化を推進します。（総務課）

*バランスシート 一定の時点における市の資産・負債等の状況を表したもの。

● ITを活用した電子市役所の構築

電子申請等への対応を図るため、行政全体に共通する事務の電子化を図り、関連各課との連携を重視した効率的な事務処理を推進します。

また、個人情報などの重要データの安全管理と適切な利用を図るため、セキュリティポリシーに基づく実施手順の策定や監査などを実施します。(総務課)

● 職員の適性配置と計画的な定員管理の推進

定員適正化計画に基づく職員の削減等を計画的に行うとともに、職員個々の業務遂行の取り組み、知識・経験・能力・得意分野等を適切に把握し人事配置を行います。

また、職員研修の強化・充実により、事務処理能力、技術の向上を図るとともに、職員自らの積極的な知識習得の状況等を把握し、適材適所の人事配置を行います。(総務課)

● 広域行政の推進

サービス水準と費用対効果の観点から広域行政の枠組みや業務等の見直しを図りながら、安房郡市広域市町村圏事務組合などを構成し、広域行政を推進します。(企画財政課)

● バランスシート等、財政分析・評価手法の導入

バランスシート等の財務諸表を作成・公表するとともに、有効な財政分析手法と予算編成への反映方法を検討します。(企画財政課)

● 重点的・効率的な財政運営の推進

計画的な財政運営と経費の節減合理化や自主財源の確保により財政構造の健全化を図るとともに、経営資源の一つである財源を効果的・効率的に配分するための新たな予算編成方法等を検討しながら、経営管理機能を強化していきます。(企画財政課)





資料

鴨川市総合計画審議会設置条例

鴨川市総合計画審議会設置条例

平成17年6月30日
条例第161号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鴨川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問を受け、本市の総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市議会の議員

3 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鴨川市総合計画審議会委員名簿

摘 要	氏 名
1号委員 (識見を有するもの)	齋 藤 美 信
	下 村 恵 保
	酒 井 龍 一
	梶 恵 子
	齋 藤 守 彦
	小 二 田 茂
	竹 股 喜 代 子
	佐 藤 義 雄
	末 吉 一 夫
	水 谷 克 己
	川 崎 恒 男
	中 川 朗
	庄 司 利 男
	鈴 木 茂 男
	影 山 博 一
	庄 司 朋 代
	稲 葉 靖
2号委員 (市議会議員)	鈴 木 正 明
	吉 田 勝 敏
	谷 一 浩

鴨川市総合計画策定経過

年 月 日	事 項
平成17年 7月13日	鴨川市総合計画策定要綱の制定
”	鴨川市総合計画策定に関する基本方針の決定
平成17年 8月15日	鴨川市総合計画審議会委員の公募
平成17年10月13日	第1回鴨川市総合計画策定委員会を開催 総合計画審議会について
平成17年11月 9日	未来の鴨川 中学生まちづくり会議（鴨川中学校）を開催
平成17年11月14日	総合計画策定に係る住民懇談会（長狭地区）を開催
平成17年11月15日	第2回鴨川市総合計画策定委員会を開催 基本構想原案について
”	総合計画策定に係る住民懇談会（江見地区）を開催
平成17年11月16日	未来の鴨川 中学生まちづくり会議（安房東中学校）を開催
平成17年11月17日	総合計画策定に係る住民懇談会（鴨川地区）を開催
平成17年11月18日	総合計画策定に係る住民懇談会（小湊地区）を開催
平成17年11月24日	総合計画策定に係る住民懇談会（天津地区）を開催
平成17年11月25日	第1回鴨川市総合計画審議会を開催 鴨川市総合計画（基本構想）原案を諮問
平成17年12月 1日	総合計画策定に係る各種団体長会議を開催
平成18年 1月11日	第3回鴨川市総合計画策定委員会を開催 特別職ヒアリングについて
平成18年 1月12日	総合計画特別職ヒアリング
平成18年 1月16日	総合計画特別職ヒアリング
平成18年 1月17日	総合計画特別職ヒアリング
”	未来の鴨川 中学生まちづくり会議（長狭中学校）を開催
平成18年 1月24日	第4回鴨川市総合計画策定委員会を開催 基本計画について
平成18年 1月27日	未来の鴨川 中学生まちづくり会議（江見中学校）を開催
平成18年 1月30日	第5回鴨川市総合計画策定委員会を開催 基本計画について
平成18年 2月 2日	第2回鴨川市総合計画審議会を開催 鴨川市総合計画（基本計画）原案を諮問

年 月 日	事 項
平成18年 2月 9日	第6回鴨川市総合計画策定委員会を開催 実施計画について
平成18年 2月15日	第3回鴨川市総合計画審議会を開催 鴨川市総合計画（基本構想）原案について答申
平成18年 2月16日	第7回鴨川市総合計画策定委員会を開催 基本構想原案の修正について
平成18年 2月23日	第8回鴨川市総合計画策定委員会を開催 基本構想原案の修正について
平成18年 3月 1日	第4回鴨川市総合計画審議会を開催 鴨川市総合計画（基本計画）原案について答申
平成18年 3月 3日	第9回鴨川市総合計画策定委員会を開催 基本計画原案の修正について
平成18年 3月 6日	鴨川市基本構想を定めることについて市議会に提案
平成18年 3月24日	鴨川市基本構想を定めることについて市議会で議決
平成18年 3月27日	鴨川市第1次5か年計画・鴨川市第1次5か年計画に係る前期実施 計画を決定

鴨川市総合計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画から構成される具体的施策を総合的に実施するための指針となるべき本市の総合的な計画をいう。
- (2) 基本構想 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により策定する本市の将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に掲げる将来像を達成するための基本的な施策の体系を示したものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施内容等を示したものをいう。

(策定期期)

第3条 総合計画は、平成18年3月を目途に策定するものとする。

(目標年次及び計画期間)

第4条 基本構想は、平成27年度を目標年次とする。

2 基本計画は、平成18年度を初年度とし、平成22年度で終了する5か年計画とする。

3 実施計画は、計画期間を3年間とし、2年ごとに改定する。

(計画策定の推進体制)

第5条 総合計画を策定するために、鴨川市総合計画策定委員会を設置する。

(市民参加)

第6条 総合計画に市民の意見、要望等を反映するため、住民懇談会、各種団体長会議等の会議を開催するほか、その他必要な調査を実施するものとする。

(議会との関係)

第7条 総合計画の策定過程においては、議会の意見等を十分尊重し、協力を求めながら進めるものとする。

(上位計画との整合)

第8条 総合計画の策定にあたっては、国及び県の計画等との整合調整に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月13日から施行し、総合計画策定に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

鴨川市総合計画策定に関する基本方針

1 総合計画策定の趣旨

平成17年2月11日、旧鴨川市と天津小湊町の合併により新鴨川市が誕生したが、本市では合併という基本的な枠組みの変化に加えて、少子高齢化の急速な進展、環境問題の深刻化、産業構造の変革、高度情報化、国際化など、構造的な変革への対応を迫られている。

さらには、国の構造改革や地方分権の進展など様々な社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、新市において中長期的な視野に立ったまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくために、合併後の鴨川市のまちづくりの基本方針となる総合計画を策定するものである。

2 総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の将来像と、これを達成するための施策の大綱を示したものである。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を達成するための基本的な施策の体系を示すものである。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施内容等を示したものをいう。

3 総合計画の目標年次及び期間

(1) 基本構想

平成27年度を目標年次とする。

(2) 基本計画

基本計画は、平成18年度から平成22年度の5年間とする。

(3) 実施計画

計画期間を3年間とし、2年ごとに改定する。

4 新市建設計画の位置づけ

合併後の鴨川市のまちづくりの基本方針、まちづくりの方向性、施策体系等を示すものとして、「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」が、鴨川市・天津小湊町合併協議会により策定されたが、現時点では総合計画に代わる重要な計画として位置づけられている。

また、合併協議において「総合計画については、合併後に新市建設計画に基づき、新たに策定する。」とされていることから、鴨川市・天津小湊町合併協議会により策定された「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」を包含するとともに、合併後の新たな住民ニーズも踏まえて総合計画を策定することとする。

5 計画策定のための組織

(1) 総合計画審議会

今後設置を予定している総合計画審議会において、専門的立場及び総合的立場からの意見を聴く。

(2) 計画策定委員会

計画策定員会は、総合計画案を策定する庁内組織で、鴨川市庁議等要綱に規定する庁議への出席者をもって組織する。

6 市民参加

総合計画策定においては、市民の意見・要望等を反映するよう検討するものとする。

7 策定スケジュール

平成18年3月を目途に策定する。

鴨川市総合計画審議会への諮問及び答申

鴨企財第373号

平成17年11月25日

鴨川市総合計画審議会

会長 鈴木 正明 様

鴨川市長 本多 利夫

鴨川市総合計画(基本構想)について(諮問)

鴨川市総合計画審議会設置条例第2条の規定により、鴨川市総合計画(基本構想)について諮問します。

平成18年2月15日

鴨川市長 本多 利夫 様

鴨川市総合計画審議会

会長 鈴木 正明

鴨川市総合計画(基本構想)について(答申)

平成17年11月25日付け鴨企財第373号で諮問のありました鴨川市総合計画(基本構想)について、本審議会において慎重なる審議をした結果、鴨川市基本構想(原案)は、鴨川市・天津小湊町合併協議会において策定された「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」を踏まえた内容であり、新鴨川市の基本構想としておおむね妥当なものと認めます。

ただし、審議の過程において出された意見については、下記のとおりです。その趣旨について留意されるよう要望します。

記

鴨川市は新しい時代のニーズに応え得る可能性を有しており、そうした部分の位置付け、鴨川らしい特色付けをしていただきたい。

鴨企財第484号

平成18年2月2日

鴨川市総合計画審議会

会長 鈴木 正明 様

鴨川市長 本 多 利 夫

鴨川市総合計画(基本計画)について(諮問)

鴨川市総合計画審議会設置条例第2条の規定により、鴨川市総合計画（基本計画）について諮問します。

平成18年3月1日

鴨川市長 本多 利夫 様

鴨川市総合計画審議会

会長 鈴木 正明

鴨川市総合計画(基本計画)について(答申)

平成18年2月2日付け鴨企財第484号で諮問のありました鴨川市総合計画（基本計画）について、別紙のとおり答申します。

答 申

鴨川市基本計画（原案）については、新鴨川市が誕生して初めて策定される基本構想の前半の5年間で担う計画であるということを認識し、本審議会において慎重なる審議をした結果、本計画は、合併後の新たなまちづくりを進めるとともに、本市を取り巻く環境の変化や諸課題に対応するための計画としておおむね妥当なものと認めます。

ただし、審議の過程において出された意見については、下記のとおりですので、その趣旨について留意されるよう要望します。

記

- 1 本市の将来像として掲げられている「自然と歴史を活かした観光・交流都市」の実現に向け、観光について重点的な位置付けをされたい。
- 2 観光・交流の促進を図るために、交流基盤の整備とともに、情報発信の充実についても努めていただきたい。
- 3 本市の重要な産業でもある農業、漁業の振興を図るための施策の充実に努めるとともに、定住促進等の観点から雇用の場の創出・拡充に努めていただきたい。
- 4 大学関連教育研究施設等が立地する本市の地域特性を活かし、特色ある学校教育や大学との協働体制の確立等について検討されるとともに、市民スポーツの振興の観点から総合運動施設の整備充実について検討されたい。
- 5 少子・高齢社会に対応するために、学童保育の促進など保育・教育サービスの充実に努めるとともに、高齢者を地域ぐるみで支える体制づくりや高齢者の能力活用、社会参加の促進などに努めていただきたい。

また、障害者の視点に立ったまちづくりに努めるとともに、地域における医療施設の連携等についても検討されたい。

第 1 次鴨川市基本構想 鴨川市第 1 次 5 か年計画

自然と歴史を活かした観光・交流都市
－みんなで創る光輝くふるさとをめざして－

平成 1 8 年 3 月 発行

編集・発行 鴨川市総務部企画財政課
〒296－8601
千葉県鴨川市横渚 1 4 5 0
☎ 0 4－7 0 9 2－1 1 1 1

印刷 有限会社 鴨 川 印 刷



鴨川市の市章

鴨川市の「か」をモチーフに鳥の「鴨」を表し、そしてそれぞれの線形は、市の発展を表現しています。ブルーの半円は雄大な海の恵み、それに交差するイエローの部分は稲穂の実りをイメージし、赤のワンポイントは希望を象徴する日の出を表現しています。